

# 自由貿易地帯構想とイギリス

## —ヨーロッパ共同市場構想への「対抗提案」

### 決定過程, 1956年 (5・完)

益 田 実

目次

序章 「対抗提案」—“Counter Initiative”—の起源

第1章 クラーク作業部会の作業開始まで：56年1月～2月  
(以上, 法経済論叢第21巻2号掲載。)

第2章 クラーク作業部会報告の完成まで：56年3月～4月  
(以上, 法経済論叢第22巻2号掲載。)

第3章 自由貿易地帯構想—“Plan G”—の誕生：56年5月～7月  
(以上, 法経済論叢第23巻2号掲載。)

第4章 閣僚レベルでの合意形成への過程：56年8月～9月  
(以上, 法経済論叢第24巻1号掲載。)

第5章 自由貿易地帯構想の発表と反応：56年10月～11月

結章 FTA交渉の開始に向けて  
(以上, 本号掲載。)

第5章 自由貿易地帯構想の発表と反応：56年10月～11月

1

コモンウェルス蔵相会議から帰国したマクミランとソーニクロフトはまず, 10月2日, イーデンの要請を受け Plan G を補完する対西ヨーロッパ政治イニシアチブを検討するため設置されていた臨時閣僚会合の席

で、首相以下主要閣僚にコモンウェルス諸国の反応は好意的なものであったと報告した。同時に彼らは、遺憾ながら会議内容のリークがあった結果、イギリス政府の意図について必ずしも正確ではない報道がなされているとして<sup>(1)</sup>、直ちに記者会見を開催し、Plan G の概要説明をおこなうことを提案した。こうして、Plan G についての政府公式声明を作成することが承認され、同時に首相提案については、英仏合同以外にフランス、ベルギー、ノルウェー、オランダとの間で Plan G と整合性のあるどのような政治的協力関係構築が可能か官僚達に検討させることも決定された<sup>(2)</sup>、同日直ちにマクミラン、ソーニクロフト両名により記者会見が開催された。記者発表では、イギリス政府は、6カ国の共同市場が形成された場合にどのような関係を構築すべきかこれまで検討してきたが、共同市場および他の OEEC 諸国とともに「部分的自由貿易地帯」を形成することを念頭に置いている、最も重要な点は国内農業とコモンウェルス農産物製造者に対して考慮を払い、農産物およびその加工品は除外することである、目標は排外的貿易ブロックの構築ではなく、ヨーロッパとイギリスの経済力を強化し、完全雇用の維持と、対コモンウェルス・植民地投資能力を向上させ、対ドル地域数量規制も撤廃することである、といった説明がなされた。またこれはまだ検討中の構想であり、今後コモンウェルス、ヨーロッパ、国内団体との協議を経た上で決定をおこなうものであることも強調された<sup>(3)</sup>。

こうして、Plan G は公の舞台に登場したのであり、マクミラン自身、回想録で、この時点で自由貿易地帯構想は帰還不能点を過ぎたと述べている<sup>(4)</sup>。またこれまで閣内の反対論の主要な論拠であったコモンウェルスからの反発を指摘する声も、コモンウェルス蔵相会議での反応がおおむね好意的であったことにより沈静化した。以後10月中、マクミランとソーニクロフトは、6カ国および国内各種団体との間で半ば以上自由貿易地帯構想の採用が決定したかのような形で協議を進めていくことに

なった。

ワシントンからの閣僚の帰国と同時に、大蔵・商務省内で今後の日程が議論されはじめ、遅くとも11月初めにはコモンウェルス諸国からPlan Gについての公式見解が届く予定であり、11月半ばの閣議決定を目指すという目標が設定された。手順としては、駐コモンウェルス高等弁務官へのコモンウェルス蔵相会議についての報告と駐米大使による合衆国政府への説明に加え、保守党有力議員への個別説明と10月の保守党大会での説明・野党と労働組合会議（the Trades Union Congress : TUC）への説明・財界人との協議をソーニクロフトがおこない、全国農民連盟（the National Farmers' Union : NFU）とは農水相が会談するといった点が合意された。また10月8日に予定される6カ国外相会議でフランスが共同市場加盟の条件として海外領土包含や関税削減第一段階後の離脱の自由といったイギリスとして受け入れがたい提案をおこなう危険があるので、Plan G正式決定前にそのような条件にコミットすべきではないと警告する書簡をマクミランがスパークに送ることも合意された<sup>(5)</sup>。

## 2

10月3日付でマクミランからスパークに書簡が送られ、コモンウェルス蔵相会議の内容が報告された。農業を除く自由貿易地帯構想についての決定はまだ最終的ではないことが強調されていた。その上でマクミランは、今後の共同市場構想と自由貿易地帯構想との円滑な連携を保つために、予定されている6カ国外相会議においては、「できるだけ事態を流動的にとどめ」、「拘束力のある決定」を回避することを要請するとともに協議のためのスパークの訪英を提案した<sup>(6)</sup>。この後、6カ国外相会談の日程は10月20・21日開催へと延期され、日程的にスパークの訪英は

困難になった。折からスエズ問題の国連での議論のためニューヨーク滞在中のスパークに対して、外相ロイドと国連大使ディクソン（Sir Pier-son Dixon）を通じて、改めて「流動性」の維持を求めるとともに、特に植民地について、イギリスは自由貿易地帯に植民地を包含すべきでないと考えており、共同市場においても植民地の包含について決定を延期するよう要請された<sup>(7)</sup>。

ディクソンと会談したスパークは、共同市場交渉でのフランスの姿勢について後日書で知らせると約束した。10月16日マクミランは再度スパークに書簡を送り、フランスのために特別な譲歩をすることはイギリス国内から同様の扱いを求める意見が出る危険もあるので、できるだけ回避してほしい、また植民地の扱いについては、イギリスとしてはOEEC作業部会で議論したいのでそれまでの間は結論を出さないでほしいと要請した。この書簡に対しスパークは、フランスは経済的苦境にあり、優遇措置なしでは共同市場参加を拒否する姿勢を示しており、何らかの譲歩をせざるを得ないと回答した。そして植民地の包含についてはまだ決定はなされていないが、ドイツでアデナウアーが、フランスでモレが政権にとどまり、独仏両政府の共同市場への支持が得られる間に、早期に合意を形成する必要があると再び強調した<sup>(8)</sup>。

この間、10月3日の記者会見に対する大陸諸メディアの反応は、全体に好意的であった。一部には否定的あるいは敵対的コメントもあり、イギリスはヨーロッパ市場からの除外を恐れて自由貿易地帯に参加しようとしている、あるいはイギリスは6カ国の共同市場を妨害しようとする意図しているといった報道もなされていた<sup>(9)</sup>。ベネルクス諸国では、オランダ政府高官がイギリス大使に対して非公式に、オランダの対英輸出の50%は農業関連であり、これが除外されることは望ましくないが、イギリスのヨーロッパ経済協力への参加を獲得するためには妥協も仕方がないという見解を述べていた。ベルギー、ルクセンブルクのメディアはと

もにイギリス提案を歓迎する姿勢を示していた<sup>110)</sup>。イタリア政府は、全体として好意的な姿勢を示したが、農業の除外には強い不満を示した。イギリスの動機が自由貿易地帯なしでの共同市場成立への危惧に基づくものであれば交渉上イギリスの立場は弱くなり、交渉過程での農業問題での譲歩を期待するという姿勢がイギリス大使に示された<sup>111)</sup>。

駐仏大使館からは10月16日時点で、10月3日の蔵相発表に対するフランス政府公式の意見表明はなく、報道内容は非好意的であるとの報告が届いていた。自由貿易地帯提案は、共同市場加盟に対するイギリス流の「丁寧な断り」であり、イギリスは6カ国の統合の進展を恐れている、あるいはスエズ危機のためにアメリカへの過度の依存は好ましくないと考えヨーロッパに接近しようとしている、というのがフランスメディアの論調であり、フランスやヨーロッパ側にとってのイギリスの自由貿易地帯参加のメリットの分析はないとされていた<sup>112)</sup>。

ドイツでは、10月9日駐独大使より、外務次官ハルシュタイン(Walter Hallstein, the State Secretary, German Foreign Ministry)は、マクミランとソーニクロフトの声明を歓迎し、ヨーロッパ統合の進展にはイギリスの参加が不可欠であると述べたとの報告が届いていた<sup>113)</sup>。同時にハルシュタインは共同市場に対するフランスの姿勢はなお懐疑的なものであるとも述べていた。この時期、ドイツ政府内部でも、共同市場に対してのコミットメントについて大きな議論が存在していた。共同市場反対派の最有力閣僚である経済相エアハルトはマクミランの記者発表の機会を捉えて、イギリス提案を無視して共同市場交渉に修正を施すことなく継続するのは不可能であると主張していた。共同市場を強く支持してきた首相アデナウアー自身も、6月以来のフランスの社会政策調和の要求に強い不満を抱いていた。アデナウアーは7月には閣議でも共同市場は「政治的には終わった」とまで述べ、統合の間接的ルートとして自由貿易地帯を採用する可能性に言及するに至っていた。しかし共同市場の持

つ緊密な統合という政治的利益を指摘する外務省を中心とする主張が一応の勝利を収め、10月5日の閣議で共同市場交渉における立場を維持する事が自由貿易地帯提案受け入れの前提であると決定された。エアハルトはなお反意を示しただけでなく独仏合意成立を妨げるべく活動し、10月20・21日の6カ国外相会議に自らオブザーバーとして参加することを強引に実現させていた<sup>(14)</sup>。

その他の OEEC 諸国からの10月3日の記者会見への反応は、農業輸出国も含めてイギリスのリーダーシップを歓迎する基本的に好意的なものであった<sup>(15)</sup>。

コモンウェルスに対しては、10月19日改めてコモンウェルス関係省から、自由貿易地帯構想への公式見解を求める書簡が送られた。コモンウェルス諸国からの正式な回答がそろったのは11月初めになってからであった。カナダ政府は、自由貿易地帯が交渉過程で新たな特惠貿易地域へと変質することがないように注意することを求めながらも、構想そのものには反対はしないと伝えていた。ニュージーランド政府も、現在のコモンウェルス特惠に影響がない限りは、自由貿易地帯によりヨーロッパ経済が強化され、西側同盟全体に利することは好ましいと伝えていた。また10月中旬には主要植民地からの見解も届き、食料の除外、ヨーロッパ諸国の海外領土除外を条件として、全体として自由貿易地帯は植民地の利益には反しないとの姿勢が示されていた（香港とシンガポールのみは植民地の参加を希望していた<sup>(16)</sup>）。

アメリカ政府に対しては、記者会見後即座に駐英大使館と国務省経済担当次官にそれぞれ正式に記者発表内容が伝えられた。国務省は内容を検討すると回答しただけであった。駐英大使館からは、自由貿易地帯が差別的貿易ブロックに発展せず、対ドル地域貿易差別の撤廃を自由貿易地帯内の関税削減と並行して進めることがアメリカ政府の支持の条件となるであろうとの意見が示された<sup>(17)</sup>。スエズ危機の過程での英米間の対

立増大と、進行中の大統領選挙の影響もあり、以後、11月末の自由貿易地帯構想の正式公表までの間、アメリカ政府から自由貿易地帯構想についての意思表示はなかった。ただし、選挙運動中のアイゼンハワーが、10月12日マイアミでの演説において、NATO諸国の経済的繁栄は合衆国のためにも必要であり、6カ国による共同市場構想とイギリスによる自由貿易地帯構想の双方ともこの点からいって望ましい展開であると言及したことをもって、イギリス政府内では、合衆国からは好意的な対応が得られるであろうと判断された<sup>(18)</sup>。

### 3

国外からの蔵相・商相記者会見への評価を収集分析する過程と並行して、10月初めからはPlan Gへの超党派的支持を獲得すべく、イギリス国内の産業団体、保守党、労働組合、労働党といった組織に対する説明と説得の作業がマクミランとソーニクロフトにより進められた。10月4日にはイギリス最大の財界団体、イギリス産業連盟（the Federation of British Industries : FBI）議長と会談したソーニクロフトが、政府としては年末までには自由貿易地帯構想採択の決定を下したいと考えていることを説明した。FBI側は基本的に自由貿易地帯には賛成する姿勢であったが、10月末に総会を開いて議論するので、それまでの間に加盟各産業に説明をおこなう資料を提供して欲しいとの要請があった<sup>(19)</sup>。この後、10月22日にはFBI代表とローワンの間でも自由貿易地帯についての協議がおこなわれた。そこでもFBI側は、加盟産業の大半は、イギリスを大陸の経済統合から隔離することはできないと考えていると述べ、自由貿易地帯に賛同する姿勢が示されていた<sup>(20)</sup>。

10月10日には、ソーニクロフトと綿製品協会会長との間で会談がもたれた。ランカシャーの綿製品業界は自由貿易地帯形成で明らかに打撃

を受けるものと政府側にも想定されていた。業界団体側も、共同市場は必ずしもヨーロッパでの繊維製品消費を増大させる訳ではないし、イギリス国内市場の一部はヨーロッパ業者に奪われてしまうと主張した。これに対してソーニクロフトは、共同市場が完成すればヨーロッパ市場においても第三国市場においてもイギリス産業全体が損失を被るのは明らかであるとして、長期的なイギリス経済のための自由貿易地帯の必要性を主張した。また彼は、いったん例外を認めると全加盟国が同様の扱いを求めてきて収拾がつかなくなるので、一部の国内業者にだけ例外的扱いをするわけにはいかないとも述べた<sup>(21)</sup>。

以後、10月23日にはマクミランとソーニクロフトがTUC代表と会談し、ほぼ同時にマクミランは労働党影の蔵相ウィルソン（Harold Wilson）との会談もおこない、両者ともに自由貿易地帯構想には好意的な姿勢を示した。保守党財政委員会に対するマクミランとソーニクロフトの説明に対しても大きな反対は見られなかった。11月初めまでにはFBIからも傘下諸企業の大多数が賛意を示しているとの調査結果が届き、国内諸団体からのPlan Gへの支持はおおむね取り付けられた<sup>(22)</sup>。

#### 4

上記したように（第4章第7節参照）、9月末に、英仏合同・フランスのコモンウェルス加盟というモレのイニシアチブを受けた提案が政府内で退けられた後も、なおイーデンは、対象を他の西ヨーロッパ諸国にも拡大した、Plan Gを補完する政治面での対ヨーロッパ協力の可能性について官僚レベルでの追加検討を要求していた。10月1日イーデンは先に英仏合同についての消極的回答を出した臨時閣僚委員会に自ら司会として参加し、少なくともコモンウェルス再編の可能性を検討するよう命じた。彼は、フランスだけとの特別な関係構築が困難であれば、ベルギー

とオランダもコモンウェルス加盟の対象に含めるべきであると主張した。ドイツとイタリアとの関係上問題が生じるかもしれないが、コモンウェルスが強化されるという利点を考慮すべきであると彼は述べていた。翌2日同会合が再度開催されマクミランも参加した。これはコモンウェルス蔵相会議から帰国したマクミランがPlan Gについての記者発表の許可を求めた会合でもあったが、同時にイーデンの強い要請を受けて、フランス、ベルギー、ノルウェー、オランダとの間でコモンウェルス加盟も含めて、Plan Gと整合性のあるどのような政治的協力関係構築が可能か官僚に検討させることが決定された<sup>(23)</sup>。

イーデンの要請を検討する臨時官僚委員会は、官房長官ブルックの司会で、大蔵、外務、コモンウェルス関係、植民、商務各省の次官、次官補級の幹部が参加して10月4日に開催された。コモンウェルスへの一部西ヨーロッパ諸国の加盟という発想は、外務次官カークパトリック（Sir Ivone Kirkpatrick）により「現実的な可能性とは見なし得ない：我々は伝統的なコモンウェルス、アメリカ、ヨーロッパとの三重のリンクの重石としての役割を維持すべきである」とされ、早々に、イギリス一国とヨーロッパ諸国間の政治的協力関係形成に検討対象をしぼることが合意された。Plan Gを補完するための政治的イニシアチブを検討することが本来の課題であったが、官僚達は、Plan Gに直接政治的機構を重ね合わせるのはPlan Gが政治的統合への進展を意味するものと受け取られ、国内での自由貿易地帯構想への支持獲得に悪影響を与える危険があると議論した。合意されたのは既存のヨーロッパの国際組織の改革による対応が望ましいという点であった。結果的に官僚達が行き着いたのは、Plan G形成過程で、Plan Bとして外務省が選択肢にあげていた、OECEと欧州審議会の議会的機能を果たす部分を統一させ、ヨーロッパの諸問題全般について議論する議会総会的組織を構築する可能性と、WEUでの実質的協力関係を強化する可能性という二つの選択肢であっ

## 論 説

た<sup>(24)</sup>。この線に沿って作成された閣僚宛報告書では、まず政治的協力関係は、経済的協力関係と同程度の地理的基盤の下に構築されるべきであるとしてコモンウェルスへの一部西ヨーロッパ諸国加盟の可能性が否定された。具体案としては、欧州審議会と OEEC の合同がなされれば政治的協力関係が強化できるだろうし、WEU もまた装備の標準化や共同研究開発などの分野で緊密な政治的軍事的協力促進に資するであろうと述べられていた。しかし、これら限定的協力であっても、超国家主権的統合参加への参加圧力が強まる、国内世論の Plan G への支持に悪影響がおよぶ、合衆国とカナダのヨーロッパからの撤退を促進する危険がある、コモンウェルス諸国からの疑念が強まる、植民地保有国との連携は帝国主義者の連携強化との批判をうける危険がある、OEEC と欧州審議会の合同は Plan G の円滑な交渉の妨げになるかもしれない、など多くの問題点が指摘されていた。最終的に閣僚に対して勧告されたのは、自由貿易地帯への参加そのものが、対西ヨーロッパ協力関係の大きな前進であり、OEEC 内に構築される自由貿易地帯の運営組織を、欧州審議会を通じて議会的機構と結びつけるのが最初の動きとして充分であろうという提案であった<sup>(25)</sup>。

こうしてイーデンによるスエズ危機を背景にした、Plan G と並行しての西ヨーロッパ諸国とのラディカルな政治的統合推進構想は、政府内部からの圧倒的な反発により挫折した。しかし、その過程で浮上した OEEC と欧州審議会の議会的機能の整理統合および WEU の機能深化という外務省に起源を持つ発想は、これ以降も省内で検討が進められ、スエズ危機も終わり、マクミラン政権が誕生した 57 年 1 月になり外相ロイドによる“Grand Design”として再浮上することになる（結章参照）。ロイドのグランド・デザインについては後述において分析をおこなうが、56 年後半時点での外務省による対ヨーロッパ政治協力についての（イーデンにとっては極めて不十分なものではあったろうが）具体的

イニシアチブの提示は、56年夏以降、財政上の理由からの対ヨーロッパ軍事コミットメント削減を補うものとして政府内で検討されてきた過程の産物でもあった。

56年6月以降イーデン政権は防衛コスト削減のための軍事政策全体の再検討を開始しており、内閣政策再検討委員会（the Cabinet Policy Review Committee）がその作業をおこなっていた。その結果、防衛費抑制と英米関係強化のために核抑止力構築を防衛上優先的に整備するという方針が採用された。同時にドイツ駐留兵力のコストが国際収支に与える悪影響を緩和するために、その削減と、ドイツ政府による費用負担の継続が求められるべきとされていた。しかし兵力削減に対してのドイツからの反応は否定的なものとなることが予測された。削減の影響を緩和するためにNATOにおける大陸防衛のための協力拡大を提案するという発想が生じた。56年秋の外務省による欧州審議会とOECEの融合、WEUにおける防衛協力の活性化という主張は、この大きな構想内に位置づけられるものであった。外務省の究極的目標は、OECEと欧州審議会の融合によりヨーロッパ域内協力に関与する組織を一つにまとめ、WEUにおいてイギリスと6カ国の積極的な防衛協力が提供され、この二つが共にNATO内に包括されるという構造だったのである<sup>(26)</sup>。

## 5

マクミランとソーニクロフトが主に国内に対しての自由貿易地帯構想の説明活動に注力している一方、10月後半、6カ国側の共同市場条約についての合意形成プロセスは重大な局面を迎えつつあった。社会政策の調和、関税削減の第二段階への移行の条件、海外領土の包含という三つの問題をめぐるフランスと他の国々の対立の打開をはかるべく10月20・21日にパリで開催されることになった6カ国外相会談については、

イギリス政府も交渉の行方についてフランス政府とスパーク双方から情報収集に努めていた。

10月17日、6カ国交渉のフランス代表団副議長を務め、共同市場問題についてのフランス外相ピノー（Christian Pineau）および外務担当閣外相フォール（Edgar Faure）の補佐役を努めていたマルジョラン（Robert Marjolin）と会談したブレザートンによれば、フランス政府は、特定の条件が満たされれば共同市場に参加するという意思であり、20・21日の6カ国外相会議ではフランスの求める条件の一部は承認されると考えているとのことであった。マルジョランはまた、自由貿易地帯構想についても触れ、イギリスと共同市場との協力関係形成は、ドイツへの重石となることが期待され、政治的には極めて魅力的であると述べていた。ただし彼は、経済的には、共同市場がもたらす農業や社会政策面での制約なしでその経済的利益だけをイギリスは求めているというのがフランスの一般的反応であると批判し、特に農業除外についてフランスの農民達の不満を解消するために、コモンウェルス諸国との特惠共有がなされてもよいのではないかと述べていた。これに対してブレザートンは、コモンウェルスとの関係に打撃のある枠組みは国内世論からの支持が得られず採用不可能であると答えていた<sup>(27)</sup>。

10月18日には、先のマクミランからの書簡に応える形で約束されていた、共同市場交渉におけるフランスへの対応についての文書が、スパークからイギリス政府に送られていた。その内容は、フランスとの合意のためにある程度の特別扱いはやむを得ないというものであった。関税削減第二段階への移行を社会政策調和などの一定の目標達成を条件とし、全加盟国一致によるものとすべきであるという、フランスによる事実上の拒否権要求に対しては、移行のための条件設定は認めるが、決定は多数決とするという形で妥協することになるだろうとされていた。またフランスは輸出補助金と特別輸入課税の当面の維持を求めているが、これ

についてもある程度は仕方がない、というのがスパークの判断であった。社会政策についての、男女平等賃金、労働時間・時間外労働手当・有給休暇の統一といったフランスの要求については、どのような形で合意形成を目指すのかについては触れられていなかった。フランスの求める特別要求の原因は、フランの過大評価にあり、通貨切り下げなしでは根本的な解決は不可能であるというのがスパークの結論であった。また海外領土の扱いについてもスパークは言及を避けていた<sup>(28)</sup>。

6ヵ国外相会談終了後直ちに、イギリス政府は、フランス・ベルギー・ドイツの各政府から会談の内容と成果についての情報収集に努めた。得られた情報は会議の成果について時に矛盾する内容を含むものであり、会議を成功ととらえるべきか、失敗ととらえるべきか、イギリス政府としては判断に苦むものであった。事実として一定の成果が得られたことは確認された一方で、フランスの要求がなお問題となっていることも再確認された。ただし同時に10月末から11月上旬にかけて交渉進展のための仏独閣僚・首脳レベルでの二国間会談がおこなわれ、その後モレ、ピノー、フォールがブラッセルを訪れ協議をおこなう予定であることもイギリスには伝えられており、首脳レベルでの早期の事態の打開が意図されていることもイギリス政府は認識していたはずである<sup>(29)</sup>。

共同市場交渉に関してこの時点でイギリス政府が最も関心を抱いていたのは海外領土包含がなされるか否かであった。この点について外相会談と同じ日にパリでスパークと会談したソーニクロフトは、コモンウェルス諸国の大半は植民地は自由貿易地帯から除外されることを望んでいるとして、自由貿易地帯と共同市場の間での制度の混乱を招くことのないように、6ヵ国がこの点について早期に結論を下さないように要請していた。これに対してスパークは海外領土問題についてはまだ結論は出ていないと説明していた。しかし、外相会談終了直後、駐仏イギリス大使館員と会談したフランス外務省経済問題局長ウォルムゼル (Olivier

Wormser) は、フランスは、政治的理由に加え、フランス植民地にとっての輸出市場と植民地開発資本を確保するという経済的目的にも基づいて海外領土包含を要求していると明言していた。これらの情報からイギリス政府は、6カ国側が何らかの形で海外領土包含を共同市場条約に盛り込むであろうと推測していた。しかし、その具体的形態が定かでない上に、自由貿易地帯構想そのものがなお政府内で正式決定を得たものでもないこともあり、決定をできるだけ延期してほしいという以上の要求をおこなうことはできなかった<sup>(30)</sup>。

10月末から11月初め、6カ国間の交渉が大きな山場にさしかかると同時に、スエズ危機もまた頂点に達しようとしていた。10月24日の演説の中でモレは、スエズ危機により「ヨーロッパの建設」の必要性はさらに増大したと述べ、独仏間のザール問題解決に言及した上で、今後アデナウアーおよびスパークとの会談で共同市場についても意見の相違が取り除かれることを期待すると語っていた。同時にモレは、経済統合にはそれに付随する政治的・軍事的協調も必要であり、WEU 理事会の会合をより頻繁に開催し、英独仏間の政治的協力を促進すべきであるとも述べており、この時点でフランスは、6カ国とイギリス双方に対して、(イギリス政府から見て)均衡のとれた協力関係を求めているかのよう  
に思われた<sup>(31)</sup>。

しかし、10月29日のイスラエル軍侵攻、31日の英仏軍による空爆開始、11月5日の英仏地上軍投入という形で進行した軍事行動は、合衆国からの強い圧力と、コモンウェルスの大半も含む国際的批判にイーデンが屈したことにより、11月6日に早くも停戦に至った。明確な史料的根拠はないが、大方の見方では、このイギリスの対応への失望がモレ政権側に存在した英仏間の親密な政治的協力への熱意を失わせ、独仏協力優先への姿勢変更を導いたとされる。イーデンが停戦を指示した同じ11月6日、アデナウアーとモレの首脳会談において、共同市場交渉におけ

る対立打開の上で大きな前進が得られ、この後、6カ国間の合意形成はイギリスが想定していたより早いペースで進んでいったのである<sup>(32)</sup>。

## 6

10月中旬、大蔵省、商務省内では、Plan Gの正式採用に向けての日程案の協議が進行していた。10月半ばの段階でマクミランは、11月1日にはOEECで自由貿易地帯形成のための交渉に入る許可を得たいと述べており、いったんは、大蔵・商務官僚レベルで、11月1日閣議決定、6日議会での発表という日程が合意されていた。6カ国側の決定が自由貿易地帯を困難にすることを回避するためにも急ぐ必要があるという認識であった。しかし、10月下旬になり、ソーニクロフトは、早期決定にこだわりすぎれば産業界からの合意獲得が不十分になる可能性があると主張し、必ずしも、11月1日の閣議決定にはこだわらないということが確認された<sup>(33)</sup>。

10月下旬には、月末の提出を目指して閣議覚書の作成が大蔵、商務両省により開始された。正式決定とその対外的公表の日取りと方法についてはぎりぎりまで議論があったが、スエズ危機の最中ということも手伝い、当初の予定の順延が避けられない事態となった。11月6日議会で発表、11月15日マクミランがOEEC閣僚理事会で演説、12月31日までにOEEC第17作業部会が報告提出、その後イギリス政府から詳細な提案をOEECに提出し、1月か2月に再度OEEC閣僚理事会を開催してイギリス提案を検討、その後本格的交渉を開始したいというのが、マクミランの希望であった。結局、10月30日付で閣議に提出された蔵相・商相連名の覚書は、進行中の産業界労使双方および関係各国政府との協議の結果は満足のゆくものであるとした上で、11月19日開始の週に議会で政府方針を公表したいと提案していた<sup>(34)</sup>。

スエズでの軍事行動開始直後の時点でクラークは、駐米大使から新たに大蔵次官に就任していたメイキンズに対して、スエズの影響は少なくとも経済的なものに関しては長期的なものであり、Plan G についての政府決定は、スエズとは無関係におこなうべきであると提言していた。Plan G は「事実上のヨーロッパのリーダーシップ確保のための試み」であり、その発表時期として、11月下旬が適切かどうかは不明であるが、特定の時期に限るべき切迫した理由はない、決定と発表の時期については蔵相の意思で自由に決定すべきであろう、というのが彼の見解であった<sup>(35)</sup>。しかしマクミランの意思は明らかにスエズの危機の頂点を自由貿易地帯構想採用の好機と見なしたようである。

11月6日イーデンが停戦を命じた日に、閣議に対して蔵相・商相連名で「ヨーロッパとの相互的自由貿易地帯」と題する覚書が提出された。その内容は、10月3日の記者会見以降の内外の自由貿易地帯構想への反応を要約し、正式な閣議決定と交渉開始の許可を求めるものであった。国内世論の反応は極めて好意的であると要約された。産業界の見解には対立があるが、打撃を受ける業界においても支持はあり、FBIによる調査の結果過半数が自由貿易地帯を支持しているということが強調された。またTUCの反応は慎重ではあるが非好意的ではないとされた<sup>(36)</sup>。国外については、ヨーロッパ諸国からは相当の支持が示されたとされ、合衆国に関しては、10月末のアイゼンハワー選挙演説が歓迎の意思の証左とされていた<sup>(37)</sup>。コモンウェルスについては、オーストラリアとの通商協定改正交渉はすでに合意に達し、ニュージーランドからも支持が得られていた。南アフリカはイギリス市場に特惠を適用される工業製品輸出をしておらず影響はなく、インドとパキスタンの繊維製品輸出については、問題は関税よりも西ヨーロッパ全域での数量規制にあり、自由貿易地帯形成によりむしろより十分な対応が可能になるとされていた。カナダについてもまた、問題は関税より対ドル地域数量規制であり、GATT

においてこの点での自由化が継続される限り支持は得られるとされた。植民地については、フランスによる自国植民地の共同市場包含要求が、将来的に問題となる可能性があるが、交渉過程でイギリス植民地の利益を守ることは充分可能であるとされた<sup>(38)</sup>。

こうした説明の後、マクミランとソーニクロフトは、「これまでの内外の反応は Plan G の採用を正当化するものだと考える」と述べ、11月19日に始まる週に議会で公表し、その後交渉を開始する許可を求めた。交渉は、OEEC 作業部会報告の提出後、57年初めに開催される OEEC 閣僚理事会で開始され、18ヶ月から24ヶ月の交渉期間を経て、最速の場合、自由貿易地帯は58年末に機能を開始し、70年代初めには、自由貿易地帯が完成するであろうとされていた。これは国内産業界が適応するには十分な時間的余裕であるとされた。また交渉過程では、農業製品の除外が最大の問題となるであろうが、この点でも最終的に同意が得られるであろうと楽観的観測が述べられていた。交渉成功のために最も重要なことは、フランスに対して強力な圧力を行使することをためらわず、他のヨーロッパ諸国にもその覚悟をさせることであるとされていた<sup>(39)</sup>。

11月13日、首相イーデンの欠席した閣議で、この覚書に基づきマクミランから、内外の協議の結果、Plan G には十分な支持が得られたと報告された。マクミランは、スエズ危機後のヨーロッパにおける緊密な経済協力推進にイギリスが建設的役割を果たすことは、西ヨーロッパの連帯維持に役立つであろうとも述べ、スエズによる失点をキャンセルするものとしての対ヨーロッパイニシアチブの有効性を示唆していた。議論において司会を務めたバトラーのみはなお、交渉過程で大陸の低関税国と農業国からの圧力に抗してイギリス提案のまま合意が得られるかどうかは疑念が残るとの意見を述べていた。しかしヒュームももはや反対せず、枢密院議長ソールズベリも、「多少、ヨーロッパの方を向く」(‘turn a little towards Europe’) のも良かろうと述べた。閣僚達は議会で超

党派的な支持を条件に蔵相・商相の提案を支持することで合意し、翌週の閣議でさらに検討はおこなうが、原則として Plan G 採用を決定し、11月26日の下院で自由貿易地帯加入のための交渉開始の許可を求めるものとされた<sup>(40)</sup>。

翌週20日の閣議では13日に欠席した植民相レノックス＝ボイドが、イギリス市場へのイギリス植民地からの輸出保護のため、6カ国の海外領土は共同市場から排除されるべきであるとの希望を表明しただけで、13日の閣議決定が追認された<sup>(41)</sup>。

13日閣議でのマクミランの発言にスエズの影響についての曖昧な言及があることを除けば、閣僚達がスエズと自由貿易地帯構想の採用を直接結びつけて判断したという積極的証拠は乏しい。ただ、議論の過程で、多くの閣僚が超党派的な支持の必要性を強調したことは、スエズによって大きく分裂した保守党内の意見やより幅広い国民世論全体を統一させる新たな目標として自由貿易地帯構想がふさわしいとの認識があったと判断することは可能であろう。また最終的な閣議決定のなされた11月20日の閣議はマクミランが閣僚達に対して、11月中の金ドル備蓄の喪失は3億ポンドにも上るであろうと告げ、スエズがもたらしたポンドへの大きな打撃を強く警告し、当面は合衆国に頼ることなくこの危機に対処する必要があると指摘した場でもあった<sup>(42)</sup>。この蔵相からの警告は、同じ蔵相が積極的に推薦する経済面での新たなイニシアチブの魅力を増大した可能性もある。また、11月6日付蔵相・商相連名覚書についての外相ロイドへのブリーフで相互援助局長エッデンは、「現在の国際的状況下においてはヨーロッパにおける連合王国のイニシアチブは極めて時宜を得たものであると外相も判断されるであろう」と述べていたが、これがスエズを念頭においた指摘であることは明らかであろう<sup>(43)</sup>。

中・長期的にはスエズがイギリスのヨーロッパとの関係に与えた影響を判断するのは難しい。スエズ危機中に冷却化した英米関係の回復は、

57年以降マクミラン政権下で第一の外交目標として位置づけられ、実際に成し遂げられ、その後も高い優先順位を与えられ続けた。これは折々に、ヨーロッパ側にイギリスのヨーロッパに対するコミットメントの誠実さについて疑念を生じさせるという結果をもたらした。その意味では中・長期的には、あるいは少なくともマクミラン政権の存続期間に限っては、スエズがイギリスとヨーロッパの接近を逆に阻害したという評価も可能になるかもしれない。またスエズが大陸側、特にフランスとドイツの共同市場へのコミットメントに与えた影響も当然無視できないし、これもまた短期的な視点と中・長期的な視点で異なった分析が必要であろう。ある程度確実に言えるのは、56年11月時点という極めて短い期間に限定する限りは、スエズ危機は、Plan Gの採用を後押しする効果をもたらした可能性が相当程度ある、ということであろう<sup>140)</sup>。

## 7

こうして、55年末以降6カ国の共同市場構想に「対抗」するものとして検討が開始されたイギリス政府のヨーロッパ経済協力における新たなイニシアチブは、1年近い検討期間を経て、正式な政策として採用された。自由貿易地帯構想は、決して共同市場構想を妨害するためではなく、共同市場が形成された場合には、それによってもたらされるイギリスへの経済的・政治的打撃を回避するために、そして共同市場が形成されなかった場合には、その結果生じるヨーロッパの混乱を回避するために、イギリスが可能と考える最大限のヨーロッパへの経済的接近を実現するものとして考案された。

しかし、その過程で優先的に配慮が求められたのは、国内農業の保護やコモンウェルスとの関係の維持といった、大陸諸国側から見れば、純粋にイギリスだけに関わる事情であった。そして政府内の議論の過程で

## 論 説

は、自由貿易地帯構想の提案そのものが、共同市場交渉の行方に与える影響についてはほとんど検討されることはなかった。8月の段階で駐仏大使ジェップは、自由貿易地帯構想は共同市場にかわる代替選択肢としてとらえられ、共同市場への支持を弱めるものとしてフランス国内の共同市場推進派から批判を受ける危険があると指摘していた。しかし大陸において自由貿易地帯をもって共同市場にとってかえようという声が出る可能性を指摘するものはイギリス政府内には存在していなかった<sup>(45)</sup>。またイギリス政府は、10月の6ヵ国外相会談、11月6日の独仏首脳会談について、11月17日にはベルギー政府を通じて極秘に合意内容についての情報を入手しており、6ヵ国の交渉が当面は順調に進展していることを認識していた<sup>(46)</sup>。

しかし、11月上旬から中旬、Plan G採用の最終的決定がおこなわれようとしていた時期に、ドイツおよびフランス国内で、制約の多い共同市場に反対し、自由貿易地帯のみの成立を望む声が見られているという報告がイギリス政府に届き、ES (EI) 小委員会でこの情報に照らして、共同市場抜きで自由貿易地帯のみが成立することがイギリスにとって望ましいか否かという問題が急ぎ検討されることになった<sup>(47)</sup>。

11月8日から22日にかけておこなわれたES (EI) 小委員会での議論では、純粋に経済的な見地から見れば、自由貿易地帯のみが成立した場合、コモンウェルス産農産物に対しての共通域外関税による差別がないので、若干の利益があるとされたが、政治的な不利益はそれを上回るとされた。イギリスの提案が共同市場の代替物として提示されていると解釈されることは、ヨーロッパとアメリカの双方から強い反発を招き、結果的には自由貿易地帯と共同市場の双方の失敗を招く危険があり、共同市場が自由貿易地帯の不可欠の前提として存在すべきであるというのが官僚達の見解であった。またイギリス産業界には、共同市場の成立を前提として、大陸諸国に対する保護の喪失を正当化してきた以上、自由貿易

地帯のみが形成されることは国内政治的にも望ましくないとされた<sup>(48)</sup>。

こうした検討に基づき、11月末、ES (EI) 小委員会は、閣僚達に対して、今後も自由貿易地帯構想は6カ国の共同市場を前提とするものであると主張し、二つのプロジェクトの交渉が並行して進行することを目指すべきであると勧告した<sup>(49)</sup>。これはすなわち、自由貿易地帯形成のためのOEECでの交渉が共同市場形成のための6カ国の交渉を妨害してはならないこと、そして6カ国側、特にフランスが、共同市場のメカニズムを前提として、自由貿易地帯のメカニズムはそれに適合すべきであると要求した場合に、イギリスは強く抵抗できないことを意味し、結果的に、交渉過程で大きな困難をイギリス側に強いることになった。

## 8

11月26日、下院においてマクミランにより自由貿易地帯構想は正式に政府提案として公表された。23日、イーデンは病氣療養のためジャマイカに飛び立っており、議会においてはスエズの混乱はいまだ渦巻いていたが（イギリス政府が無条件での完全撤退を受け入れるのは11月30日である）、事前の周到的な根回しの結果、与野党双方の支持を受け、政府提案は了承された。審議の中ソーニクロフトは、「2億5000万人の市場が我が国の輸出業者に与える機会」を強調するとともに、「我が国の主要な競争相手である西ドイツに支配されたヨーロッパのブロックの外にとどまる危険」を訴えた。影の蔵相ウィルソンも、政府提案が共同市場のイギリス経済に与える脅威への対応策としての条件を満たすものであると認めた<sup>(50)</sup>。

11月29日にはマクミランは6カ国および他のOEEC諸国の蔵相もしくは外相に書簡を送り、イギリス政府がOEECでの部分的自由貿易地帯交渉開始を求める決定をおこなったと正式に通知し、12月末の

OEEC 第 17 作業部会報告完成をまって、1 月には OEEC 理事会を開催してその後の手順を決定したいと伝えた。書簡の中では、食料・農業製品の除外は交渉に当たっての絶対条件であるが、ヨーロッパおよび世界規模での農産物貿易拡大のための実際的手段についての協力は今後も継続すると述べられていた。また 6 カ国宛の書簡においては、自由貿易地帯と共同市場の間で関税および数量規制削減について最大限共通の規定を定めることが極めて重要であるとされ、6 カ国側が一方的に独自の手續きを定めそれによって自由貿易地帯の機能が妨げられることがあってはならないと指摘されていた。さらに、特に緊急性の高い要請として、共同市場諸国が海外領土をどのように扱うのか、そしてそれは自由貿易地帯とどういう関係を持つのかという点について、早期に官僚レベルで協議をおこない、1 月半ばまでには OEEC に対して報告すべきであるとされていた<sup>(51)</sup>。

海外領土問題についてイギリス政府は、11 月 16 日の 6 カ国間交渉で示されたフランス・ベルギー両政府による共同報告書およびそれに基づく海外領土の共同市場への包含を求める提案内容を 11 月 17 日には入手していた<sup>(52)</sup>。22 日の ES (EI) 小委員会で、この提案はイギリスにとっては不利益であると判断され、6 カ国側にイギリスとの協議なしで決定をおこなわせるべきではないと確認されていた<sup>(53)</sup>。一方、11 月 24 日には駐ローマ大使館から、イタリア外務省経済局長の談話として、共同市場条約は早ければ 1 月には完成する予定であるとの情報もたらされており、OEEC での実質的審議が 2 月以降でないを開始できない以上、6 カ国との間で早期に共同市場と自由貿易地帯の擦り合わせをおこなう必要があると認識されたのである<sup>(54)</sup>。

マクミランの書簡に対する 6 カ国側の非公式な反応は、海外領土問題についての官僚レベル協議については前向きに検討するが、共同市場条約の速やかな調印が優先されるべきであり、自由貿易地帯との整合性確

保のための決定延期ないしは共同市場条約への修正に応じる可能性は低いというものであった。また農業除外についてはフランスとイタリアから不満が表明された<sup>(55)</sup>。

6カ国側のこうした共同市場条約優先の姿勢は12月初め、OEEC第17作業部会代表とブラッセルの6カ国交渉団代表との会合の場で明確に示され、さらにスパークによってもイギリス政府にはっきりと告げられた。

10月以降、OEEC作業部会は共同市場を包含する自由貿易地帯についての技術的検討をおこなっていたが、そこでは主に農業除外の問題、共通域外関税の不在による迂回貿易（自由貿易地帯内に属する対域外関税の低い国を通じて輸入された安価な産品が高関税国に流入する問題）を回避するための原産地認定ルール（どのような基準で、特定の産品が自由貿易地帯内で生産されたかと判断するのか）、労働コストの違いから来る域内諸国の競争力の差を緩和するための社会政策の調整問題、国際収支上の理由からの例外条項の発動条件、OEEC域内の経済発展度の低い国々（ポルトガル、ギリシャ、トルコ、アイルランド、アイスランドなど）の扱いといった問題が検討されていた。報告草案は11月下旬には起草されはじめており、イギリス政府は、その結論として、様々な技術的問題については将来的に解決が可能であり、自由貿易地帯形成は原則的に可能であると強調することを求めていた<sup>(56)</sup>。

12月7日、OEEC作業部会代表と6カ国代表団の両組織の会合が双方の委員長を兼ねるスノイにより、ブラッセルに招集された。その場でスノイは、過去3週間に6カ国の協議は大きく進展し、関税削減の方法と時期・例外条項・社会政策の調整・運営機構など多くの点で合意が得られたこと、農業貿易についてはなお合意は成立していないが、条約は完成に近づいていること、植民地問題についての官僚レベルでのイギリスと6カ国協議の開催に6カ国外相会議は同意しているといったことを

## 論 説

明らかにした。その上でスノイは、6カ国側は1月末までに共同市場条約の完成を目指しており、完成後の条約条項への修正要求は、6カ国内部からであっても一切受け付けられないと告げた。OEEC 作業部会イギリス代表として参加したブレザートンはこれに対して、共同市場条約と自由貿易地帯との間では共通であることが望ましい規則が多数あり、6カ国の合意事項を既成事実として提示されても受け入れられないと強く抗議した。しかしスノイは独仏の現政権存続中の調印が不可欠であると述べていた。翌日ブラッセル駐在イギリス大使と面会したスパークも、条約調印が遅れば、独仏に現時点で存在する好意的姿勢が失われ批准が困難になるとして、1月15日までに共同市場条約を調印する必要があると述べた。したがって、6カ国側としては、OEECでの自由貿易地帯の交渉日程についてイギリスの都合に合わせることは不可能であるとスパークは述べたが同時に、1月には訪英してイギリス側と対応を協議したいとの意向も示した<sup>(57)</sup>。

この6カ国側の姿勢に対してブレザートンは、スパークの訪英提案は受け入れるべきであるが、1月のOEEC閣僚理事会で自由貿易地帯交渉開始についての原則的合意が獲得された後での共同市場条約修正は不可欠である述べた。しかし外務省、大蔵省ともに、6カ国の動きを遅らせ、結果的に共同市場が失敗すれば、イギリスが批判を受けることになるとして、6カ国ができるだけ柔軟性を維持することを期待すると告げるしかないとの判断を示した<sup>(58)</sup>。

12月13日パリのイギリスOEEC駐在代表部でスパークと会談したマクミランは、スパークの1月訪英を歓迎するとともに、共同市場条約の文言に、自由貿易地帯との協議の余地を残すような柔軟性を盛り込んでほしいとの要望を伝えた。スパークはこの発言に特に異論は唱えなかった。条約草案についてスパークはなお、海外領土、農業、共通域外関税の三点が未解決であると述べ、依然フランスの姿勢が問題となって

いると指摘した。この会談でマクミランは、当初のイギリス政府提案とは異なり、1月ではなく、2月初めにOEEC閣僚理事会を開催して第17作業部会の報告書を検討するとともに、自由貿易地帯形成のための交渉開始の合意を得たいとスパークに伝えた<sup>(59)</sup>。翌週マクミランは改めてスパークに書簡を送り、共同市場と自由貿易地帯が同じ規定を採用せざるを得ない部分は、具体的には、関税・数量規制削減の時期と方法、例外条項、国際収支上の問題による数量規制の導入、原産地認定方法といった点であり、共同市場条約が自由貿易地帯交渉開始前に調印されるのは好ましくないと伝えた。共同市場条約の早期調印がもたらす政治的利点はイギリス政府としても強く認識しているが、自由貿易地帯交渉開始に当たり、他のOEEC諸国が、6カ国が制定した規則をそのまま受け入れると考えるのは非現実的であり、十分な「柔軟性」を共同市場条約に盛り込むことが不可欠であるというのがマクミランの要請であった。そのためにも、2月のOEEC閣僚理事会前にイギリスと6カ国側とで予備的協議をおこないたいとマクミランは要望し、これに対してスパークは、全体として提案には賛同すると述べた。さらにスパークは、共同市場条約調印は、やはり2月中旬までは困難であろうとも述べ、イギリスが交渉開始までにある程度の時間的余裕を確保できる可能性が高まった<sup>(60)</sup>。

12月26日OEEC第17作業部会最終報告が完成し、1月8日に提出されることとなった。報告書は、6カ国の共同市場を内包する自由貿易地帯をOEEC諸国が形成することは技術的に可能であるとの結論を下していた。しかし原産地認定方法・関税の除去・数量規制の除去・例外条項・競争規則などといった、自由貿易地帯と共同市場間で同様のあるいは矛盾のない規則を採用することが望ましいとされた問題について、何ら具体的解決策は提示しておらず、農業貿易とOEEC内の発展途上国の扱いについては、別途閣僚理事会による判断が必要であると述べていた<sup>(61)</sup>。

## 論 説

外務省内には OEEC 作業部会報告書の結論は楽観的に過ぎるのではないかとの懸念もあったが、それは少数意見にとどまった。しかし、この懸念は的中し、56 年末時点でイギリス政府が考えていた、1 月初めには海外領土問題についての 6 カ国との事前協議を開始し、2 月には OEEC で正式な自由貿易地帯交渉を開始するという予定は、57 年以降早期に修正が求められることになった<sup>(62)</sup>。そして、その後約 2 年間の交渉過程でも、イギリスの事前の想定は様々な局面で裏切られることになった。

56 年初めから 56 年末までに検討、形成、採用、そして公表された、6 カ国の共同市場条約を内包する農業製品を除く OEEC 諸国による自由貿易地帯という構想は、当初は、まだその実現が危ぶまれていた共同市場がもたらしうる一般的な意味でのイギリスに対する政治的・経済的不利益を最小化するために検討が開始された。共同市場が成功するのであればそれは政治的には西ドイツの大陸での政治的優越、さらにはアメリカにとっての同盟国イギリスの重要性の減少という好ましくない可能性をもたらしたであろうし、経済的には大陸の工業製品市場からの排除という危険を意味していた。

共同市場の失敗は経済的には大きな問題をもたらすとは考えられなかったが、政治的には EDC に引き続き 6 カ国による統合の試みが二度までも失敗することにともなう混乱はイギリスにも望ましくないと考えられた。しかし、56 年末の時点ではすでに共同市場形成の可能性は大きく高まっており、共同市場の存在により生じるであろうヨーロッパ域内の政治経済的地図の変動は極めて現実的な脅威としてイギリスには認識されつつあった。そしてスエズにともなう一時的な英米関係の悪化は、大陸への接近を好ましいものとしていたし、またアメリカが支持するヨーロッパ統合への寄与は間接的には英米関係の改善にも資するはずであった。であるがゆえに自由貿易地帯による共同市場との協力関係形成

は立案当初に考えられたよりもはるかに現実的な価値を有する政治目標となっていた。

しかし、Plan G の基本的枠組みが立案された 56 年夏までの過程ではそこまでの危機感や重要性が政府内全体に共有されていた訳ではなく、その結果、Plan G は、主として国内農業の保護とコモンウェルスとの連帯の維持という国内政治上の制約を受け入れた上でない限りは現実的な政策提案として浮上することは困難であった。そして農業製品の排除という極めて大きな制約を受け入れた上でもなお多くの閣僚から強い抵抗を受けたのはこれまで見た来た通りである。

これは他のヨーロッパ諸国側から見れば、露骨にイギリスの利益を保護するための条件設定と見なされざるを得ず、イギリスによるイニシアチブとしては前例のないヨーロッパへの接近を実際に意味していたにもかかわらず、大陸諸国の反応は決して熱狂的とはいえないものとなった。

スエズ危機はモレの英仏合同もしくはフランスのコモンウェルス加盟提案に見られたように Plan G とは全く別の文脈でのヨーロッパとの協力関係強化の可能性を生み出しはしたが、短期間にそこまでのドラステックな外交戦略の修正を受け入れることは現実的に不可能であった。また、フランス側の意図がどこまで真剣であったかは今に至るも定かではない。その意味でこの英仏合同提案の拒否を失われた機会とみなすのは困難であろう。エリソンは、モレ提案を受け入れていれば、イギリスは大陸諸国による統合枠組みに参加することは可能であったと評しているが、この種の議論は、イギリスを含めた具体的な統合枠組みとして、イギリスがそこへの参加を不可能と判断していた共同市場以外に何があったのか？ という疑問に答えられない以上は無力である<sup>(63)</sup>。

イーデンは 12 月末、退陣直前に「スエズの教訓」という文書を残し、その中で、「……これらの考察からの結論は、スエズの経験に照らして

## 論 説

我々は世界の中での我が国の地位と国内政治上の負担能力を見直す必要があるということである。スエズは我が国の地位に変動を与えたというよりもむしろ実態をあからさまにしたというべきである。そうした見直しの結果として我々は、最も緊密な友人であることが期待されるコモンウェルスとともに、ヨーロッパとの間でより緊密な協調を求めていくべきとなるのかもしれないが、この点についても幻想は抱くべきではない。単に現在我々にそれが望ましいからという理由だけでヨーロッパは我々を歓迎はしないであろう。我々が共に行動することを望む相手に対してどれだけ影響力を行使できるかは我々からのアプローチの時期と、そこに込める確信の度合いに決定されるだろう。」と述べていた<sup>(64)</sup>。エリソンは彼の後継者達がこの提言を採用せず、英米関係再構築を最優先し、その結果、対米従属的地位が強化され、ヨーロッパへの接近がより困難になったことは損失であると批判している<sup>(65)</sup>。確かにこの指摘自体は納得できるが、ではイギリス政府内にそもそも真剣にヨーロッパと協力する意図が存在し得たかどうかとなるとどうだろうか。Plan G の立案・採用の過程で官僚・閣僚を問わず、そして Plan G を支持するか否かを問わず、広く共有され、折にふれ言及されていたのは、モネ、バイアン、スパーク、アデナウアーといった連邦主義的統合を目指す大陸人たちを、非現実的な理想主義者として半ば軽蔑する姿勢であり、統合を現実的な目標と見なす立場への共感は見とることはできない。こうした知的に傲慢な姿勢の中に、大陸諸国を説得できる「確信」が生まれる可能性を認めるのは、少なくとも 56 年末時点では極めて困難であったと言わざるを得ないであろう。

## 注

- (1) 事実、10月2日、駐仏大使ジェップは、フランス国内では、ワシントン蔵相会談について、コモンウェルス諸国全体が共同市場に参加するかのとき報道があ

- り、共同市場と自由貿易地帯を混同し、イギリスの意図が6ヵ国による統合を妨害することにあるともされており、この誤解を解くためにフランスメディアにある程度の説明をおこないたいと要請していた。T234/213, Jebb (Paris) to Nutting, 2 Oct. 1956.
- (2) PREM11/2136, extract from the minutes of GEN551/3rd meeting, 2 Oct. 1956.)。翌10月3日の閣議でこの決定は追認された。CAB128/30, CM68 (56) 10, 3 Oct. 1956. “Commercial Policy: consultations with Commonwealth Representatives”.
- (3) 報道機関向け声明は、CAB134/1240, ES (EI) (56) 50, 4th Oct. 1956. Macmillan’s press statement on 3 Oct. 1956. 記者会見での質疑応答は、BT11/5716, record of Macmillan’s and Thorneycroft’s press conference on 3 Oct. 1956.
- (4) Harold Macmillan, *Riding the Storm* (London, Macmillan, 1971) (hereafter cited as Macmillan, *Riding*), p. 85.
- (5) T234/198, minute by France, 2 Oct. 1956. BT11/5716, 2 Oct. 1956, POM 730, record of meeting between Thorneycroft and the BT officials.
- (6) FO371/122035/M611/249, Macmillan to Spaak, 3 Oct. 1956. 駐ベルギー大使に対しても、マクミランの書簡を手交するにあたり、スパークに対しては、共同市場について「流動性」を保つことを強調するようにと訓令が与えられた。FO371/122035/M611/249, Wright to Sir George Labouchere (Brussels) on Macmillan to Spaak above, 9 Oct. 1956.
- (7) FO371/122046/M612/110, Brussels to FO, 12 Oct. 1956. FO371/122035/M611/249, minute by Edden on Macmillan to Spaak on 3 Oct. 1956 above, 12 Oct. 1956. FO371/122035/M611/249, FO to New York (Dixon), 12 Oct. 1956.
- (8) FO371/122035/M611/249, Dixon (New York) to FO, 14 Oct. 1956. PREM11/2136, イギリス政府が海外領土の共同市場への包含に強い懸念を示した理由は、自国の植民地はその輸出の大半が農業製品であり、農業を除外する自由貿易地帯への包含は困難であるのに対して、もし6ヵ国の海外領土が共同市場経由で自由貿易地帯に参加すればイギリス植民地が対英・ヨーロッパ向け輸出上差別を受けるとの恐れをいっていたからである。PREM11/2136, FO to Brussels, 16 Oct. 1956, message from Macmillan to Spaak, Brussels to FO, 17 Oct. reaction of Spaak to Macmillan’s message on 16 Oct. 1956. フランス政府の共同市場についての姿勢は、56年9月の段階で社会政策の調和など種々の条件付きではあるが

基本的に共同市場参加という方針が採用されていた。廣田愛理「フランスのローマ条約受諾—対独競争の視点から—」政治経済学・経済史学会『歴史と経済』第45巻1号, 1-17頁(2002)(以下, 廣田「ローマ条約受諾」)参照。海外領土の包含問題についてフランス政府はすでに56年5月の段階で海外領土包含が共同市場参加の条件であるとの方針を内部で採用しており, ベルギー政府との間では9月末から10月にかけて両国間での海外領土包含についての基本合意が成立していた。藤田憲「欧州経済共同体への海外領土包摂交渉におけるフランス—ベルギーポジションの「形成」—「欧州共同市場と海外領土」に関するフランス—ベルギー実務者協議—」名古屋大学大学院経済学研究科『経済科学』第52巻3号, 117-132頁(2004年12月)参照。

- (9) T234/198, G. F. Rodgers (FO) to Spicer (T), 19 Oct. 1956, enclosing a draft intel. T234/199, FO intel. to UK representatives abroad, 23 Oct. 1956.
- (10) T234/198, Brussels to FO, 13 Oct. 1956. FO371/122036/280, Tahourdin (The Hague) to FO, 18 Oct. 1956. FO371/122036/283, Henderson (Luxembourg) to FO, 18 Oct. 1956.
- (11) FO371/122036/289, Ashley-Clarke (Rome) to FO, 19 Oct. 1956.
- (12) FO371/122035/269, Jebb (Paris) to FO, 16 Oct. 1956.
- (13) FO371/122035/M611/267, Hoyer-Millar (Bonn) to Johnston, 9 Oct. 1956.
- (14) Ellison, *Threatening Europe*, p. 82. Schaad, *Bullying Bonn*, pp. 55-57. Schaad, 'Plan G', pp. 56-57. Milward, *National Strategy*, p. 259. Also, H. J. Küsters, 'The Federal Republic of Germany and the EEC Treaty', in Serra (ed.), *Il rilancio*, pp. 495-506.
- (15) FO371/122035/279, Berne to FO, Swiss reaction to Macmillan's speech, 17 Oct. 1956. FO371/122036/284, Wallinger (Vienna) to FO, 19 Oct. 1956. FO371/122036/285, Barclay (Copenhagen) to FO, 19 Oct. 1956. FO371/122036/296, Barclay (Copenhagen) to FO, 22 Oct. 1956.
- (16) FO371/122036/M611/306, copy of telegram from CRO to UK High Commissioners (Canada, Australia, New Zealand, South Africa, India, Pakistan, Ceylon, The Federation of Rhodesia and Nyasaland), 19 Oct. 1956. T234/213, record of talk between Home and Canadian High Commissioner in UK, 24 Oct. 1956. T234/213, New Zealand High Commissioner in UK to Home, 26 Oct. 1956. T234/199, FO weekly telegram to overseas posts, 23 Oct. 1956.

- (17) FO371/122035/M611/246, Makins to FO, 3 Oct. 1956. FO371/122035/M611/246, FO to Washington, 5 Oct. 1956. T234/198, FO to Ankara, 12 Oct. 1956.
- (18) FO371/122039/M611/381, extract of Eisenhower's speech on 28 Oct. 1956, sent by McKean (Assistant Secretary, Treasury) to Edden, 12 Nov. 1956. FO371/122038/345, FO weekly telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 6 Nov. 1956. 当時の駐仏大使デイロン (Douglas Dillon, 後、57年から59年国務省経済担当次官代理, 59年から61年国務次官, 61年から65年財務長官) は後年、自由貿易地帯提案に対してアメリカ政府は、共同市場形成の邪魔にならない限りは反対もしなかったが、提案そのものに統合進展上の大きな政治的価値は見いだしてはいなかったと回想している。Charlton, *op. cit.*, pp. 214-215. ただし、10月初めの段階で国務省内ではマクミランの記者発表内容については、イギリスのヨーロッパ経済統合への接近は大きなものであり、合衆国とコモンウェルス諸国が支持を与えれば自由貿易地帯は実現可能であろう。成功すればイギリスがヨーロッパ統合運動において指導的役割を果たすことも可能になるだろう。財務省には対ドル地域貿易自由化、通貨交換性回復を遅延させるのではないかと懸念があるが、むしろイギリスとヨーロッパの統合による経済力強化はこのプロセスを促進するであろう、といった指摘がなされ、国務省としてはイギリス提案を強く支持すべきであるとの見解が存在していた。結局、11月半ばには、国務省と財務省間で、対ドル地域貿易差別と通貨交換性回復の進展に逆行しない限りは共同市場構想とともに自由貿易地帯構想も支持するとの妥協がなされ、これは11月末に対外経済政策委員会(いわゆるランドール委員会)により正式に政策として合意された。The *Foreign Relations of the United States (FRUS) 1955-1957*, vol. VI, pp. 473-474. memo. from the Director of the Office of British Commonwealth and Northern European Affairs (Parsons) to the Assistant Secretary of State for European Affairs (Elbrick), 9 Oct. 1957, pp. 482-486. Ibid., Report by the Subcommittee on Regional Economic Integration of the Council on Foreign Economic Policy to the Council, 15 Nov. 1956, and footnotes. また後に OEEC の協力国としてアメリカは自由貿易地帯交渉の場にオブザーバーとして参加し、57年10月までに国務省では交渉が成功すれば「ヨーロッパの統一を強化する上での合衆国の政策にとって重要な利益」がもたらされ、「共同市場から期待される経済的利益をより広範囲にもたらすであろう」と評価する姿勢を採用していた。FRUS 1955-1957, vol. VI p.

## 論 説

564. telegram from the Acting Secretary of State (C. Hector) to the Embassy in France, 10 Oct. 1957. Milward, *National Strategy*, p. 303.
- (19) BT11/5716, minute by Swindlehurst, POM740, record of meeting between Thorneycroft and the chairman of the FBI, 4 Oct. 1956. BT11/5716, note by M. H. M. Reid, record of meeting of Under-Secretaries for the meeting with FBI and papers for FBI as background information, 9 Oct. 1956 enclosing a note by P. F. D. Tennant of the Federation of British Industries for the meeting on 10 Oct. 1956 of the FBI Grand Council on the question of a free trade in Europe, which included speeches by Macmillan and Thorneycroft on 3 Oct. and possible questions and answers on Plan G. 商務省が作成した資料は、綿製品、工作機械、自動車、化学、合成繊維、製紙、非鉄金属、鉄鋼といった産業に対するの説明を念頭に置いたもので、説明の際に強調すべき点としては：共同市場はいずれ成立し、そこから除外されることによる経済的ダメージは大きい、帝国特惠は縮小せざるを得ない、成長を続けるためには高度な技術が必要でありそのためには米ソのような市場規模の大きさが必要である、また当初から参加する方がイギリスのリーダーシップを確立しやすい、といったものがあげられ、個別の業界に対する特別扱いはなされないことが強調されていた。
- (20) FO371/122037/333, record of talk between Sir Norman Kipping of FBI and Sir Leslie Rowan and other Treasury officials on 22 Oct. 1956.
- (21) BT11/5716, minute by Swindlehurst, POM762: record of a meeting between Thorneycroft and Sir Raymond Streat (the Chairman of the Cotton Board), 10 Oct. 1956.
- (22) BT11/5716, minute by Glaves-Smith, POM760, 10 Oct. 1956: record of talk between Thorneycroft and Macmillan on 9 Oct. 1956. T234/199, minute by Liverman, note of a meeting held at the Treasury, 22 Oct. 1956. FO371/122038/345, FO weekly telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 30 Oct. 1956. T234/199, minute by Clarke for Makins, 31 Oct. 1956. FO371/122038/345, FO weekly telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 6 Nov. 1956.
- (23) Milward, *National Strategy*, pp. 257-259. CAB130/122, GEN. 551/2nd mtg., 1 Oct. 1956. 10月3日の閣議でイーデンは軍事力によりナセルを排除する必要性

を強調しており、以降、イーデンはフランスとともにイスラエルが関与する形での軍事行動に移る決意を固めていった。一方でアメリカ政府は軍事行動への強い反対姿勢を示していた。イーデンにとってはアメリカとの関係悪化を補うものとしてのヨーロッパ諸国との政治的協力関係強化の必要性が認識されていた可能性はある。10月中のスエズについての閣議での議論は、CAB128/30, CM68 (56), 3 Oct. 1956, CM71 (56), 18 Oct. 1956, CM72 (56), 23 Oct. 1956, CM74 (56), 25 Oct. 1956, CM75 (56), 31 Oct. 1956, CAB128/30, confidential annex, 23 Oct. 1956, 24 Oct. 1956, PREM11/1102, record of conversation between Dulles and Pineau in New York, 5 Oct. 1956. see also, Gorst and Johnman (eds), *op. cit.*, pp. 85-109. スエズ後、56年末の時点でイーデンはスエズの教訓としてヨーロッパとの協力の強化の必要性を指摘している。PREM11/ 1138, minute by Eden for Foreign Secretary, Minister of Defence and Lord President, distributed on 28 Dec. 1956. (part still classified).

- 24) T234/101, GEN. 553/1st meeting, 4 Oct. 1956: (a meeting between Treasury, FO, CRO, CO and BT officials) on "Political Associations with Europe". Plan B については第2章第5節および第7節参照。イーデン・プランについては、益田実「第2次チャーチル政権と西ヨーロッパの統合、1951年—1954年—チャーチル、イーデン、マクミランと「大国」イギリスの将来」(2)、三重大学社会科学会『法経論叢』第13巻第1号(1995年12月)127-175頁、第2章第2節参照。外務省は、10月初めの時点で、アデナウアーが連邦的統合強化の手段としてWEU活性化を検討しているという情報を駐独大使経由でハルシュタインから得ていたが、同時にそれがイギリスの参加しがたい第三勢力的構想へ発展することは危険であるとも考えていた。FO371/124559/5, Hancock minutes, 21 Nov. 1956.
- 25) T234/101, GEN. 553/1, 9 Oct. 1956: draft note by officials on "Political Association with Europe". T234/101, GEN. 553/2nd meeting, 11 Oct. 1956.
- 26) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 78-80. 56年前半の防衛政策の全般的再検討については、CAB134/1315, PR (56) 2, joint memo. by the Chancellor of the Exchequer (Macmillan) and the Minister of Defence (Monckton) to the Prime Minister, 'Defence Policy', 20 Mar. 1956. CAB134/1315, PR (56) 3, memo. by officials of the Treasury, the Foreign Office and Ministry of Defence for Cabinet Policy Review Committee, 'the future of the United Kingdom in world affairs', 1 June 1956. CAB134/1315, PR (56) 4, memo. by Macmillan, 6 June 1956.

- CAB134/1315, PR (56) 6, memo. by Monckton, 'defence expenditure', 6 June 1956. CAB134/1315, minutes of PR (56) 2nd meeting, 8 June 1956. CAB134/1315, minutes of PR (56) 3rd meeting, 9 June 1956. CAB134/1315, PR (56) 11, note by Eden, 'Assumptions for future planning', 15 June 1956. CAB134/1315, PR (56) 16, note by Eden, 10 July 1956. スエズ危機の勃発により 7 月末以降、政策再検討委員会が予定した検討作業は完全には遂行されなかったが、最終的にはこの見直し作業の成果は 57 年 2 月マクミラン政権下で、国防相サンズによる 1957 年防衛白書として公表されることになる。ドイツ駐兵費用問題については、Saki Dockrill, 'Retreat from the Continent? Britain's Motives for Troop Reductions in West Germany, 1955-1958', *Journal of Strategic Studies*, vol. 20, no. 3 (1997), pp. 45-70. も参照。NATO, OEEC, 欧州審議会, WEU における協力拡大についての議論は、CAB134/1373, AOC (56) 3rd mtg., 12 Apr. 1956, AOC (56) 4th mtg., 9 May 1956, AOC (56) 5th mtg., 9 Aug. 1956.
- 27) FO371/122046/M612/110, Brussels to FO, 12 Oct. 1956. FO371/122037/310, minutes by Bretherton, record of talk with Marjolin on 17 Oct. 1956, 18 Oct. 1956. 56 年半ばから末までの時点でのフランス政府内の自由貿易地帯構想への反応については、廣田「ローマ条約受諾」, 14-15 頁および廣田愛理「EEC 成立期における自由貿易圏構想へのフランスの対応」社会経済史学会『社会経済史学』第 70 卷 1 号 (2004 年 5 月) (以下、廣田「EEC 成立期」), 71-77 頁参照。フランス政府内では、自由貿易地帯は競争増大をもたらす一方で、共同市場でフランスが獲得を目指す、対外共通関税による保護、輸出補助・輸入規制の容認、社会政策の調和、海外領土の包含、農業保護枠組みなどを持たないという多くの問題が認識されていた。しかし、それらを上回る利点として、イギリスの自由貿易地帯参加は、共同市場におけるドイツの相対的な優越を抑制し、ヨーロッパ統合プロセスそのものを前進させることになると評価され、外務省や大蔵省内でも支持を得ていた。ただし、この支持の根底にあった自由貿易地帯と共同市場の関係についてのフランス政府の理解は、フランスが求める一定の規制と保護を広く自由貿易地帯にも拡大すべきであるというものであり、結果的に 57 年以降の交渉過程でそれはイギリスにとって受け入れがたいものとなっていったとされる。
- 28) PREM11/2136, Brussels to FO, summary of the memo. on French position submitted by Spaak, 18 Oct. 1956. 10 月 21 日パリでソーニクロフトはスパークと会談し、改めてフランスへの過度の特別扱いを避けるよう要請していたが、こ

の時もスパークはフランスの問題の根源はフランの過大評価にあり、EPUにおける債務状況が改善するまでは輸入課徴金と輸出補助金の一定の維持は承認されるだろうと述べていた。BT11/5716. minute by Glaves-Smith, POM773, 24 Oct. 1956: record of meeting between Thorneycroft and Spaak held on 21 Oct. 1956.

29) 駐仏大使館は、フランス外務省経済問題局長ウォルムゼル (Olivier Wormser) から得た情報として以下の内容を報告していた：関税削減第二段階への移行について合意は得られていない：フランスとドイツの間で時間外労働手当について激しい対立があった；輸出補助金と特別輸入課税については、フランスが直ちにこれらを廃止するのは困難であるとの合意は得られたがどのくらいの期間維持するかについてはなお議論がある；海外領土の包含については議論されなかった；10月27日にピノーとフォン・ブレンターノが会談し、11月6日にはモレとアデナウアーが会談する予定である；モレ、ピノー、フォールは11月10日にブラッセルを訪問する予定である、といった内容である。また駐仏大使館は、スパークはフランスの姿勢について悲観的であるとも報告していた。FO371/122036/295, Isaacson (Paris) to FO, 23 Oct. 1956. OEEC 駐在イギリス代表エリス＝リースは、匿名のフランス政府高官からの情報として以下の報告をしていた：関税削減第二段階への移行についてフランスはスパークの妥協案を受け入れた：時間外労働手当についてはなお議論がある。T234/199, note for the record by Ellis-Rees, 22 Oct. 1956. 駐ベルギー大使館からは、ベルギー外務官僚からの情報として以下の報告があった：会合は成功であり重要な問題で大きな譲歩が得られた；関税削減第二段階への移行についてフランスは全会一致の要求を取り下げた；フランスの輸出補助金と輸入課徴金についても原則的に合意が得られた；海外領土については議論されていない；モレとおそらくはピノーがアデナウアーないしフォン・ブレンターノと11月6日会談する予定である；アデナウアーはその後パリを訪問するかもしれない；11月10日にはモレ、ピノー、フォールがブラッセルを訪れ、その後さらに6カ国外相会談を開催する予定である。FO371/122036/299, Labouchere (Brussels) to FO, 24 Oct. 1956. 駐独大使館からは、フォン・ブレンターノの談話として、6カ国外相会議の成果はあまりなかった、このままでは共同市場の合意形成がいつになるかわからないとの発言が報告されている。FO371/122036/297, Hoyer-Millar (Bonn) to FO, 23 Oct. 1956. 10月の6カ国外相会談およびその後の11月の独仏首脳会談の成果については、廣田「ローマ条約受諾」11頁。

- 30) FO371/122046/M612/116, Isaacson to Wright, 23 Oct. 1956. BT11/5716, minute by Glaves-Smith, POM773, 24 Oct. 1956: record of meeting between Thorneycroft and Spaak held on 21 Oct. 1956. T234/199, FO weekly telegram to overseas posts, 23 Oct. 1956.
- 31) FO371/122036/301, Isaacson (Paris) to FO, 24 Oct. 1956.
- 32) スエズについて軍事行動開始から停戦までは, Gorst and Johnman (eds), *op. cit.*, pp. 104-133. エリソンは, スエズがフランスの共同市場支持をもたらしたのか, それともフランスの共同市場支持の決定は56年のより早い段階でとられていたのかは解釈が分かれているが, 11月6日のモレ＝アデナウアー会談は, 独仏両首脳が双方ともイギリスに対して失望した結果成功したのであろうと述べている。Ellison, *Threatening Europe*, p. 82. ミルワードはフランスの共同市場支持自体はスエズ以前の決定であり, 英仏協力の可能性も9月末のイギリスによる英仏合同提案拒否の時点でなくなっていたとしている。スエズの影響は, 同じ財政・経済上の必要性からイギリスに対してはポンド支援のためのアメリカとの関係改善を, フランスには6カ国の経済統合による対米依存度削減を追求させるという効果は持ったと指摘している。Milward, *National Strategy*, pp. 260-261. ただし, これらはいずれもスエズ直後の短期的な決定とは言えないであろう。10月末から11月初めの独仏合意については, Alan S. Milward, *the European Rescue of Nation State* (1992, London), pp. 214-215も参照。Frances M. B. Lynch, 'Restoring France: the Road to Integration' in Alan S. Milward (et. al.), *The Frontier of National Sovereignty — History and Theory*, (1993, London), (hereafter cited as Milward (et. al.), *Frontier*) pp. 84-87はスエズの影響を否定している。see also, Milward, 'Conclusions' in Milward (et. al.) *Frontiers*, pp. 188-189. ドイツ側の11月合意に至る経緯については, Schaad, *Bullying Bonn*, pp. 57-58.
- 33) T234/198, minute by Clarke, 16 Oct. 1956. T234/198, note of a meeting at Treasury on 17 Oct. 1956 between T, BT and FO. BT11/5716, minute by Glaves-Smith, POM770, 23 Oct. 1956: record of meeting between Thorneycroft and BT officials held on 22 Oct. 1956.
- 34) BT11/5716, minute by Glaves-Smith, POM782, 26 Oct. 1956. 10月26日には, いったんは, ソーニクロフトが11月9日にテレビ放送でPlan Gについて説明することまでがイーデンによって許可されていたが, これは結局実現しなかった。

- BT11/5716, POM783, Glaves-Smith to Balfour, 26 Oct. 1956. CAB129/84, CP (56) 252, memo. by the Chancellor of the Exchequer and the President of the Board of Trade, "Commercial Policy (Plan G)", 30 Oct. 1956. 10月末の時点では、クラークは11月8日の閣議で決定をおこないたいとの予定を述べていたがこれもスエズのために先送りせざるを得ないことになった。T234/199, minute by Clarke for Makins, 31 Oct. 1956.
- 35) T234/200, Clarke to Makins, 2 Nov. 1956.
- 36) CAB129/84, CP (56) 256, memo. by the Chancellor of the Exchequer and the President of the Board of Trade, "A Mutual Free Trade Area with Europe", 6 Nov. 1956. 11月7日クラークがメイキンズに指摘したところでは、国内からの反応は、覚書で表現されているよりも実際にはより好意的なものであった。FBIの調査によれば雇用人員数では、加盟企業の85%が支持、反対は10%であり、また労組内の自由主義的国際主義に訴えかけるものがあり、TUCの報告も極めて好意的であるとされていた。T234/104, Clarke memo to Sir Roger Makins on CP (56) 256, 7 Nov. 1956. またイギリス商工会議所連盟からの報告も大半が自由貿易地帯交渉開始に賛同するものであった。FO371/122038/345, FO weekly telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 19 Nov. 1956.
- 37) CAB129/84, CP (56) 256, 6 Nov. 1956. 11月9日、メイキンズの後任駐米大使キャッチャは、米財務長官は自由貿易地帯構想を「おそらくはマーシャル・プラン以来最重要なステップ」として高く評価し、全力で支持すると約束したと報告していた。FO371/122039/M611/368, Sir Harold Caccia (Washington) to FO, 9 Nov. 1956.
- 38) CAB129/84, CP (56) 256, 6 Nov. 1956. オーストラリアとの通商交渉の経緯については、第3章第7節および同注<sup>68</sup>参照。11月9日ソーニクロフトからイーデンに対して正式に、イギリス政府が75万トンの小麦購入のための「最善の努力」をし、その代わりにオーストラリアはイギリス製品に対してこれまでより削減された特惠マージンを維持するという条件で英豪通商交渉が妥結したことが報告された。BT205/242, Thorneycroft to Eden, 9 Nov. 1956. カナダ政府についてはその公式見解の伝達が遅れ、11月12日、上記覚書の補足としてその反応が閣議に提出された。T234/213, Canadian Minister of Finance to Macmillan enclosing a draft speech by Canadian Prime Minister, 10 Nov. 1956. T234/213,

- memo. by Clarke for Makins on Canadian PM's draft speech above, undated (10-12 Nov. 1956.) CAB129/84, CP (56) 261, note by the Chancellor of the Exchequer, "Commercial Policy: Canadian Reactions", 12th November, 1956.
- (39) CAB129/84, CP (56) 256, 6 Nov. 1956.
- (40) CAB128/30, CM83 (56) 1, 13 Nov. 1956. "Commercial Policy". ソールズベリーの発言は、官房長官ブルックの閣議記録手稿によるもの。現時点では非公開であるが公式史執筆者としてミルワードは参照している。Cabinet Secretary's Note (Brook), 13 Nov. 1956, quoted in Milward, *National Strategy*, p. 262.
- (41) CAB128/30, CM85 (56) 6, 20 Nov. 1956. "Commercial Policy".
- (42) CAB128/30, CM (56) 85, 20 Nov. 1956. see also, Gorst and Johnman (eds), *op. cit.*, pp. 139-140.
- (43) FO371/122054/M615/112G, brief by Edden for Lloyd on CP (56) 256, 7 Nov. 1956.
- (44) エリソンも、スエズは長期的にはイギリスをヨーロッパに接近させたとは言えないが、56年11月時点ではヨーロッパとの経済関係緊密化支持の声を強化し、保守党内に新たなイニシアチブへの関心を高めたと評している。Ellison, *Threatening Europe*, pp. 82-84. ミルワードも、保守党にとってスエズの打撃を乗り越える何らかの前向きの構想が必要であり、閣内の反対派も、党と国民の団結回復を優先すべきと考え自由貿易地帯支持に転じたと評している。Milward, *National Strategy*, pp. 261-262.
- (45) FO371/122033/194, Jebb (Paris) to Wright, 15 Aug. 1956. 第4章第3節参照。この事実はまさにイギリス政府側に自由貿易地帯構想によって共同市場の妨害をしようとする意図が無かったことの間接的な証左でもあろう。
- (46) FO371/122054/M615/112G, brief by Edden for Lloyd on CP (56) 256, 7 Nov. 1956. 11月16日にブラッセルで開催された6ヵ国代表会議でおこなわれたモレアデナウアー会談結果の報告、両首脳が承認した独仏専門家による共同市場に関する提案、10月20・21日の6ヵ国外相会談合意内容、共同市場への海外領土の参加についてのフランス＝ベルギー共同報告書を、秘密厳守を条件にベルギー政府はイギリス政府に提供していた。FO371/122039/M611/390, Labouchere (Brussels) to FO, 19 Nov. 1956.
- (47) T234/104, Clarke memo to Sir Roger Makins on CP (56) 256, 7 Nov. 1956. CAB134/1238, ES (EI) (56) 16th mtg., 8 Nov. 1956. FO371/122054/M615/112G,

- minute by Rodgers on Cabinet Conclusion on CP (56) 256 and CP (56) 261. 19 Nov. 1956.
- 48) 比較検討されたのは、イギリス、6カ国、スイス、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンの12カ国による自由貿易地帯がその内部に6カ国による共同市場を含む場合とそうでない場合である。CAB134/1238, ES (EI) (56) 16th mtg., 8 Nov. 1956. CAB134/1238, ES (EI) (56) 17th mtg., 15 Nov. 1956. CAB134/1240, ES (EI) (56) 79 (Final), 22 Nov. 1956.
- 49) CAB134/1238, ES (EI) (56) 18th mtg., 22 Nov. 1956.
- 50) FO371/122040/M611/412, Figures to Edden, 22 Nov. 1956, revised draft of Macmillan's speech on Plan G to be delivered to the House of Commons on 26 Nov. 1956. Hansard, *House of Commons Debates*, 5th series, vol. 561, cols. 163-164, 26 Nov. 1956. Macmillan, *Riding*, pp. 87-88. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 86-87. Milward, *National Strategy*, p. 265.
- 51) PREM11/2136, FO to Bonn enclosing Macmillan to German Foreign Secretary (von Brentano), 29 Nov. 1956.
- 52) FO371/122039/M611/390, Labouchere (Brussels) to FO, 19 Nov. 1956. 前節注46参照。フランスーベルギー報告については、藤田前掲論文参照。
- 53) CAB134/1238, ES (EI) (56) 18th mtg., 22 Nov. 1956.
- 54) FO371/122039/405, Ashley Clarke (Rome) to FO, 24 Nov. 1956. FO371/122039/405, minute by Rodgers, 27 Nov. 1956 on Ashley Clarke (Rome) to FO, 24 Nov. 1956.
- 55) 12月7日の時点で、ベルギー外務省は、6カ国の交渉委員会ではイギリスの要請が検討中であり、1月初めには官僚級協議が可能ではないかと伝えると同時に、6カ国交渉委員会ベルギー政府代表で議長であったスノイ (Baron Snoy, Secretary-General of the Ministry of Economic Affairs, Belgium and the Head of the Belgian Delegation to the Intergovernmental Conference) は、これほど長期間をかけて積み上げた交渉の成果を新たに修正するつもりはないと述べているとも伝えていた。FO371/122041/459, Brussels to MAD, FO, 7 Dec. 1956. また駐ドイツ大使館も12月11日、ドイツ外務省高官の談話として、植民地包含問題についてのイギリスと6カ国の官僚レベルでの協議の可能性については真剣に検討中であると伝えていた。FO371/122041/M611/462, Hoyer-Millar (Bonn) to FO, 11 Dec. 1956. 同日駐イタリア大使館は、イタリア蔵相は自由貿易地帯交渉開

## 論 説

始決定は歓迎したが、イタリア国民の自由貿易地帯への支持を得るには長期的には農業貿易が拡大する可能性が必要であると述べたと伝えていた。FO371/122042/M611/494, Unwin (Rome) to FO, 12 Dec. 1956. フランスの反応について駐仏大使ジェップは、12月11日開催の英仏経済委員会でのフランス政府側の発言として、フランスは1月中の共同市場条約調印を強く求めている、イギリス産業がヨーロッパ市場への自由参入権を獲得する一方で大陸の農業生産者にイギリス農産物市場が開放されないのでは受け入れは極めて困難であり、少なくとも自由貿易地帯が農業を対象にするという見せかけだけでも整えることが望ましい、植民地包含は純粹に政治的理由から求められているものであり、具体的な取り極めは未定である、といった点を伝えていた。FO371/122042/M611/467, Jebb (Paris) to FO, 12 Dec. 1956. 皮肉なことにフランスについては自由貿易地帯構想の提案が、まさに共同市場交渉の早期妥結の必要性を認識させた。廣田「ローマ条約受諾」第Ⅲ章第2節参照。農業除外の問題については、12月初めの段階ではデンマーク政府が特別の措置を求める留保的姿勢を伝えていた。FO371/122040/431, Barclay (Copenhagen) to FO, 3 Dec. 1956.

- 56) FO371/122038/345, FO weekly telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 30 Oct. 1956. T234/199, FO weekly telegram to overseas posts, 23 Oct. 1956. FO371/122054/M615/106, Ellis-Rees to FO, 31 Oct. 1956. FO371/122054/M615/114, Ellis-Rees to FO, reports the OEEC Working Party's activity, 7 Nov. 1956. CAB134/1238, ES (EI) (56) 17th mtg., 15 Nov. 1956. FO371/122038/345, FO weekly telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 19 Nov. 1956. CAB134/1238, ES (EI) (56) 18th mtg., 22 Nov. 1956.
- 57) FO371/122056/158, Brussels to FO, 8 Dec. 1956. FO371/122056/170, note by Bretherton, Note of a Meeting in Brussels, 8 Dec. 1956.
- 58) FO371/122056/158, FO to UKDEL Paris, 9 Dec. 1956. T234/200, Figgures to Clarke, 10 Dec. 1956.
- 59) FO371/122056/171, Ellis-Rees to FO, 14 Dec. 1956, record of talk between Macmillan and Spaak at Paris (WEU meeting) on 13 Dec. 1956.
- 60) PREM11/2136, FO to Brussels enclosing Macmillan to Spaak, 20 Dec. 1956. PREM11/2136, FO to Brussels, instructions on Macmillan to Spaak above, 20 Dec. 1956. FO371/122056/171, Brussels to FO, 21 Dec. 1956.

- (61) FO371/122057/174, report by the UK representative on the Sixth Meeting of OEEC Working Party No. 17, 12 Dec. 1956. FO371/122057/172 (C), C/WP17/W (56) 58 (Final), 26 Dec. 1956. FO371/122038/345, FO telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 27 Dec. 1956.
- (62) FO371/122057/172 (C), Heath minute, 2 Jan. 1957. FO371/122038/345, FO telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 27 Dec. 1956.
- (63) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 90-91.
- (64) PREM11/1138, minute by Eden for Lloyd (Foreign Secretary), A. Heads (Minister of Defence), and Salisbury (Lord President), distributed on 28 Dec. 1956. (part still classified).
- (65) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 91-92.

## 結 章 FTA 交渉の開始に向けて

### 1

1月9日、スエズ後の混乱の中でイーデンは辞任し、イーデンの療養にともなう不在中首相代行を務めていたバトラー有利との大方の予想を覆す形でマクミランがイーデン政権閣僚達の強い支持を受け、首相に就任した。新政権組閣人事でマクミランは Plan G の牽引役であったソーニクロフトを蔵相に、そして8月以降 EPC および閣議での議論において Plan G を強く擁護したエックルズをソーニクロフトの後任の商相に据えた。外相にはロイドがとどまった。農水食料相にはヒースコート = エイモリが、そしてコモンウェルス関係相にはヒュームが留任した<sup>(1)</sup>。

首相就任直後のマクミランが最優先した課題は彼の回顧録によれば、第一にスエズによる保守党内のそして国論の分裂の修復、第二に、スエ

ズ危機そのものの後始末、第三に、対米関係の修復、第四に、イギリス経済の安定、第五に、防衛政策の再検討と核抑止力の構築とそのための英米間の情報共有、第六に、コモンウェルスの将来的再編、であった。英米関係の再構築はもちろん長期的な外交課題として当然遂行されるべきものであったが、直接にはスエズを通じて明らかになったアメリカからの財政的支援なしではイギリスの財政がそしてポンドの国際的地位が成り立たないことの強い自覚に基づくものでもあった。また核抑止力構築は56年半ばのイーデン政権下での防衛政策再検討の過程でも確認された目標であった。コモンウェルスの再編という課題も大きな理由として財政的負担の軽減が意図されていた<sup>12)</sup>。

ヨーロッパとの関係についてはことさら政権発足時に言及がなされていたわけではないが、ソーニクロフトとエックルズを蔵相、商相にそれぞれ据えたことは明らかに自由貿易地帯構想という指導し始めたばかりのイニシアチブを着実に実行していくという意図の現れであった。同時に、イーデン政権末期以来おこなわれていた自由貿易地帯構想を補完するヨーロッパに対しての政治的イニシアチブという課題についてはロイドによって具体的な提案が57年1月初め閣議に対してなされていた。

1月5日、ロイドは閣議に対して「グランド・デザイン（西ヨーロッパとの協力）」という覚書を提出し、その中で三つの提案をおこなっていた。これは官僚レベルでの検討には見られなかった幅広い協力を提唱するものであった。まず軍事面では、戦略核抑止力構築を単独でおこなうのではなく、WEUにおいて他の6カ国とともに熱核兵器およびその運搬手段の共同開発をおこなうことが提案されていた。その目的としては、大西洋同盟内にアメリカに匹敵する強力な集団を作り、同時に核兵器開発にとまなうコストを軽減し、ヨーロッパ駐留通常兵力の削減もはかることがあげられていた。経済面では、自由貿易地帯の運営組織をOEEC内部に設立するものとされ、政治面では、欧州審議会、WEU、

NATO, EURATOM など全ての欧州機関の議会的総会機能をまとめて単一の欧州総会 (“a General Assembly of Europe”) を設立し、分野毎に異なる委員会を設けることが提案されていた。手順としてロイドは1月のスパーク訪英時にこの構想を提示し、さらに大陸諸国を自ら歴訪しその後 WEU 閣僚会議で議論することを提案していた<sup>(3)</sup>。NATO の機能拡大、ヨーロッパ諸組織の整理統合、WEU における協力といった発想はすでに見たように AOC での検討やイーデンによる英仏合同提案の検討過程で外務省内では見られていた。しかし軍事面において戦略核開発を6ヵ国と共同でおこなうという提案は、スエズによる英米関係の悪化を受けたロイド個人の発案であったと思われる<sup>(4)</sup>。

この大陸との共同核開発提案に対しては、アメリカとの軍事・諜報分野での協力を破壊し、英米関係改善を不可能にするものとして政府内から直ちに強い批判が生じた。1月8日の閣議においても、合衆国およびコモンウェルスからの合意が得られる範囲内では対ヨーロッパ政治・軍事的協力のためのイニシアチブは許容できず、核開発での WEU 内の協力は論外であるという意見が大勢を占めた<sup>(5)</sup>。

欧州総会構築という構想と通常兵器に限定した WEU での協力強化は認められた。結果としてロイドのグランド・デザインは、57年2月以降、大陸諸国に対して、欧州審議会と OEEC、WEU の部分的融合提案として提示された<sup>(6)</sup>。核兵器開発での協力という新奇性を欠いたグランド・デザインは、52年のイーデン・プランと同工異曲のものでしかなかった。6ヵ国側の反応もイーデン・プラン公表時同様、イギリスの意図は6ヵ国間の緊密な統合を希釈することにあるのではないかとの疑念をともなったものであった。結局、ローマ条約調印間近の時点で提示されたグランド・デザインは、その後、6ヵ国側がローマ条約の調印と批准プロセスを優先したことにより論議が中断され、5月までには事実上放棄されることになった<sup>(7)</sup>。

## 2

57年1月15日、前年からの予定に従い訪英したスパークはマクミランおよびソーニクロフトと会談した。まずソーニクロフトとの会談では、改めて自由貿易地帯と共同市場の整合性確保のための事後の共同市場条約修正の余地を残してほしいとの希望が伝えられた。スパークは、共同市場条約は2月末調印、5月末までの批准完了という日程を想定しており、交渉のやり直しは非現実的である、ただし、6カ国の自由貿易地帯参加に必要な修正を許容するよう可能な限り柔軟性を盛り込む、また個別の問題につき再検討の余地はあると述べるにとどまった。ソーニクロフトはまた、2月12・13日のOEEC閣僚理事会で、食料を除く自由貿易地帯形成のための交渉を開始する決議を採択したいと述べるとともに、ヨーロッパ市場における農業の特恵的扱いおよび海外領土の特恵的条件での包含に対する国際的な合意（つまりGATTの適用除外）を得ることは困難であろうとも述べ、海外領土包含に反対する姿勢を示した。これに対してスパークは農業除外というイギリスの姿勢に一般的同意を獲得することは困難であろうが交渉は不可能ではないだろう、6カ国は自由貿易地帯を歓迎している、ただし農業貿易への依存度が高い国々に対して何らかの補償的措置が必要であろうと述べた。続いて会談したマクミランは、自由貿易地帯について原則的合意さえ形成できれば細部は付随してくると楽観的観測を述べた。スパークも2月のOEEC理事会で直ちに共同市場諸国と自由貿易地帯参加諸国との間の交渉を開始したいと前向きな姿勢を見せていた<sup>(8)</sup>。

1月18日にはローマを訪れたロイドから、イタリア政府は自由貿易地帯提案をおおいに歓迎しているとの報告が届いた。同日、フランス駐英大使は、マクミランと会談したおりに、農業除外を絶対条件とするイギリスの姿勢にはフランス国内の一部利益集団から反対もあるが、フラ

ンス議会で自由貿易地帯は支持されるだろうと述べていた。またフランス外務省経済問題局長ウォルムゼルも1月末に駐仏イギリス大使館員に対して、自由貿易交渉の進展はフランスでの共同市場条約批准の可能性を高めるとして歓迎の意思を示していた<sup>(9)</sup>。

1月21日にはOECE事務局宛の正式かつ詳細な農業製品を除く自由貿易地帯形成提案が政府内部で合意され、2月のOECE理事会を目指して準備が進められていった<sup>(10)</sup>。

しかし、1月20日にブラッセルでの開催が予定されていたイギリスと6カ国の海外領土問題についての官僚レベル会議は、直前になり6カ国側の要請で延期された。また1月22日にはフランス議会在、自由貿易地帯は、「共同市場条約で獲得されたものと同等の保証を与えねばならない」との決議をおこなっていた。後の困難を予想させる兆候はすでに見られていたのである。1月末の時点でエリス＝リースと会談したOECEフランス代表は、議会議決の「同等の保証」とは「相対的な意味」であるとして、共同市場と自由貿易地帯においてフランスに対して全く同じ扱いを求めている訳ではないと釈明していた。同時に彼は、イギリスの提案する自由貿易地帯は、農業輸出の拡大なしで工業面での保護をさらに喪失させるものであり、フランスにとっての利益を見いだしがたいとも述べていた<sup>(11)</sup>。

### 3

2月7日、イギリス政府のOEE宛自由貿易地帯提案が提出され、同時に政府白書として公開された。その前日にはES(EI)小委員会において、OECE閣僚理事会でのイギリス政府の目標は、第一に、農業を除く自由貿易地帯交渉開始の合意と交渉のための機構をOECE内に設置すること、第二に、加盟国閣僚による農業貿易についての協議開始への

## 論 説

合意を得ること、第三に、経済発展度が低く自由貿易地帯参加は時期尚早である、いわゆる「周辺国」(ポルトガル、ギリシャ、トルコ、アイスランド、アイルランドの5ヵ国)について別個の検討組織設置で合意すること、そして最後に、時間的に余裕は無く交渉は即座に開始する必要があることを周知させること、であるとされた。農業貿易問題については、OEEC内の「食料農業閣僚委員会」(the Ministerial Food and Agriculture Committee)で検討することが念頭に置かれていたが、実際のところ合意可能な案が形成される可能性は低いとも認識されていた。ただしブリーフは、農業貿易問題の検討作業終了までに自由貿易地帯協定の交渉が十分に進展すれば、そのまま調印に持ち込むことは期待できると述べていた<sup>(12)</sup>。

閣僚理事会後の交渉方法と日程については、交渉組織は官僚レベルでの単一の委員会とし、そこでの交渉内容を閣僚理事会に報告し、理事会で最終的決定をおこなうものとされた。日程は、最速の場合、3月から6月末までに協定草案作成、7月半ばまでに閣僚理事会で調印、その後GATTからの適用除外を獲得し、12月31日までに批准、できれば58年10月1日までに、しかしおそらくは59年1月1日に最初の関税削減実施とされていた。重要視されたのは、第一次関税削減の時期を共同市場と自由貿易地帯で一致させることであった。海外領土については、現段階では閣僚理事会で議論すべきではなく、理事会後6ヵ国が決定を下す前に速やかに協議を開始し、後日閣僚理事会に報告書を提出するとされていた<sup>(13)</sup>。

結局のところ2月12・13日のOEEC閣僚理事会でこうしたイギリスの目標は完全には達成されなかった。「多国間ベースでヨーロッパ共同市場を他のOEEC加盟国と結びつけるヨーロッパ自由貿易地帯を設立するための方法と手段について決定するための交渉に入る」ことは決定されたが、当面の作業として合意されたのは、自由貿易地帯形成の可能

性を検討する第 21 作業部会、農業貿易問題について検討する第 23 作業部会、周辺国問題を検討する第 23 作業部会の三つの作業部会を設置し、7 月 31 日までに閣僚理事会に報告を提出するということだけで、その後の交渉組織および交渉日程についての合意は得られなかった<sup>(14)</sup>。

それでもイギリス政府は、2 月末の段階で、3 月中に予定される共同市場条約調印後、5 月初めには再度 OEEC 閣僚理事会開催、5 月末には 6 カ国の批准プロセス完了、7 月末さらに OEEC 閣僚理事会を開催し即本格的交渉開始という日程を想定していた<sup>(15)</sup>。

#### 4

2 月の OEEC 閣僚理事会から 5 月末までの間に、当初想定された日程は、特にフランスの非協力的姿勢により大きく狂っていき、結果的にイギリス政府は 6 カ国側のローマ条約批准完了まで自由貿易地帯交渉は凍結するという妥協を強られることになった。そしてそれまでの間にも、イギリス政府は、海外領土の包含問題や農業除外の問題などで、フランスの要求に対して譲歩する形での解決へと追いやられつつあった。

まず 57 年 2 月 18・19 日、約束されたイギリスとの協議が開催されないうまま、6 カ国は共同市場への海外領土包含を決定した。農業排除という原則から、また財政負担軽減のため脱植民地化推進へと動き始めていたことから、イギリスにとって自国の海外領土を自由貿易地帯に包含できないことは明らかであった<sup>(16)</sup>。しかし閣僚達は 6 カ国による共同市場への海外領土包含に反対するのは望ましくないと判断した。自由貿易地帯からの植民地排除を求める一方で、共同市場からイギリス植民地が排除されることによる不利益への補償は GATT を通じて求めるという対応が採用された。結果的にこの姿勢は 57 年 5 月までに、イギリス植民地の自由貿易地帯への参加が自国の植民地への打撃になることを警戒す

## 論 説

るフランス側の思惑と一致し、この点をめぐっての対立は収束することになった<sup>(17)</sup>。

一方、農業問題については、3月から5月にかけての閣僚級会談で、フランスは農業除外のままでは自由貿易地帯への国内からの支持は獲得できないことを強調し、OEECでの何らかの対応を求めた。駐仏大使館も農業面での合意は不可欠と報告していた。この状況で、57年5月末までには、ソーニクロフトもOEECでの農業貿易について何らかの提案が必要であると認めるに至っていた<sup>(18)</sup>。

3月以降、OEEC作業部会が活動開始するとともにフランスの非協力的姿勢はさらに明確になっていった。しかしこの時期、マクミランは防衛支出削減のための駐独英軍削減に対する独仏の合意を獲得することを優先しており、自由貿易地帯交渉に関してフランスに対して強硬な要求をすべきではないと判断していた<sup>(19)</sup>。3月9日パリでの英仏首脳会談でマクミランはモレに対して、WEUでの通常兵力分野での研究開発協力提案をおこない歓迎された。しかし同時期、バミューダ会談での英米同盟の修復が進められており、6ヵ国との兵器開発での協力に核兵器を含むことはできなかった。自由貿易地帯交渉での協力を見返りとして期待するには、このイギリス提案は不十分なものであった<sup>(20)</sup>。

パリ首脳会談後、フランスは官僚レベルでの二国間の自由貿易地帯問題の検討に同意はした。しかし、4月末までには、フランスがローマ条約批准完了まで自由貿易地帯交渉を延期するつもりであることが明らかになった。フランスにとって自由貿易地帯提案は、イギリスがドイツに対抗する重石となるという政治的効果を期待できるものでもあったが、経済的には、工業分野に限定されている限り、共同市場と同様の利益をフランスにもたらすものではなかった。フランスの国際収支は悪化し続けており、57年6月にはOEEC数量規制削減計画により数量規制を解除されていた輸入品目に対して改めて輸入課徴金を課すという状況にま

で至っていた。57年4月にすでにフランス政府内では、官僚達が自由貿易地帯交渉の遅延を閣僚達に勧告していた。表面的にはフランス国内の共同市場反対派を刺激することを回避するためという理由でフランスはローマ条約批准完了までの交渉延期を要請し、10月まで自由貿易地帯交渉は延期されることになった<sup>(21)</sup>。

4月末の時点でイギリス政府は、ローマ条約批准完了まで自由貿易地帯交渉の本格化は期待できず、したがって自由貿易地帯に先立って共同市場が完成してしまう可能性が極めて高くなったこと、そしてそうなってしまうと6ヶ国側に自由貿易地帯そのものが不要と見なされてしまう危険があるとことを認識するに至っていた。しかし、56年11月末のES(EI)小委員会の検討が示していたようにイギリスにとって望ましいのは共同市場と自由貿易地帯の並立であり、また対米関係上も共同市場を妨害しているという印象を与えるわけにはいかず、フランスに対して共同市場条約批准前の交渉を強要するわけにはいかなかった。5月初め、イギリス政府は、批准完了後の即時交渉再開の確約を独仏政府から獲得し、その上でローマ条約批准までの交渉延期を容認するという姿勢を採用した<sup>(22)</sup>。5月上旬、ロイド、ソーニクロフト、エックルズらの主要閣僚が、スパーク、ハルシュタイン、フォールらと個別に会談し、さらにマクミランも訪独しアデナウアーと会談した。これらの会談でイギリス側は、ローマ条約批准優先の姿勢を支持し、独仏首脳は自由貿易地帯交渉への支持を約束した<sup>(23)</sup>。こうしてイギリス政府は57年秋以降の本格的な交渉開始を期待してその間、交渉戦術の構築を進めていくことになった。しかし、結果的に再開後の交渉においてもフランスの要求との間に妥協点は見いだされず、翌58年11月、ローマ条約の発効、共同市場すなわちヨーロッパ経済共同体の発足を目前にして自由貿易地帯交渉は挫折することになるのである。

冒頭において、本稿の課題としてあげたのは以下の点であった。まず56年中のイギリス政府内での自由貿易地帯構想の立案過程を詳細に分析することにより、政策決定者たちが、いかなる考慮に基づき、いかなる意図を持って、いかなる提案を構想したのかを明らかにすること、次いでそれらの事実が、第二次大戦後からこの時期までのイギリスの経済外交戦略の変遷過程という中期的文脈および、55年中のメッシナ提案への最初の対応の過程を含めたイーデン保守党政権下での対ヨーロッパ経済政策変遷の過程という短期的文脈の中で、いかに位置づけられるのかを分析することである。

政策決定過程での主要なアクターが誰であり、それぞれどのような役割を果たしたのかという点について言えば、自由貿易地帯構想の採用過程は、大蔵省、商務省という二つの経済官庁が、それぞれ官僚レベルにおいても閣僚レベルにおいても主要な役割を果たしたことは明らかである。55年末の時点でイギリス政府は共同市場完成の際のイギリスに対しての政治的・経済的不利益を自覚し、それを回避するための何らかの対抗提案、新イニシアチブの提示が必要であることを合意していた（それ自体は別稿で触れたように、主として官僚レベルの検討の産物であった）。しかし現実にそのための選択肢が検討され整理されていくための政治的な意思は、マクミランとソーニクロフトによって提供されたものであったし、閣僚レベルでの検討過程での強力な反論を封じるためにも両名の積極的コミットメントは不可欠であった。さらに言えば、閣僚と官僚の間で対抗提案の必要性の認識が共有され、省内に意見対立が存在しなかった商務省とは異なり、大蔵省では、新たなイニシアチブは、従来のイギリスの基本的対外経済政策の延長であると見なす勢力と、逸脱であると見なす勢力の間に大きな意見対立があった。後者の主張を抑え

て自由貿易地帯構想を採用させるにあたって閣僚としてのマクミランの政治的意思は不可欠であった。同時に、閣僚達的意思だけで、現実の対応策としての、農業製品を除き共同市場を内包する OEEC 諸国による自由貿易地帯構想という具体的提案が導かれた訳ではなく、様々な選択肢を考案し、比較するにあたっては、大蔵、商務両省の官僚達が重要な役割を果たしたのも間違いない。比較して言うならば、当初より部分的自由貿易地帯構想に焦点を絞った商務省と、他の選択肢との間で判断をつけかねていた大蔵省という違いはあるが、両省ともに、共同市場のもたらす経済的影響への対応としては、単独では意味をなさないヨーロッパの諸機関の整理統合といった微温的イニシアチブしか提示できなかった外務省とは比較にならない大きな貢献をしたことは間違いない。

いかなる考慮が、経済官庁をして自由貿易地帯構想という形での対抗提案提示に至らしめたのかとさえ、それは、6カ国の共同市場形成により、大陸市場が6カ国とそれ以外の二つの貿易ブロックに分断され、前者がドイツに支配されることの経済的影響と政治的影響という二重の脅威の認識であった。共同市場により実際にどれほどの経済的打撃が生じるか具体的推定は不可能であった。しかしソーニクロフトと商務省は、大陸市場は56年時点でイギリスの対外貿易の4分の1しか占めていなかったとはいえ、揺らぎ始めていた帝国特惠で確保されるコモンウェルス市場よりは長期的成長可能性が高く、北米市場と並んで工業製品輸出国としてのイギリスの将来にとって不可欠であるとみなしており、そこからの排除は絶対に回避されねばならないと認識していた。一方、政治的影響について主に懸念したのはマクミランであり、彼は、共同市場内でのドイツの優越はそれ自体危険であると同時に、大陸へのイギリスの政治的影響力を低下させ、アメリカにとっての大西洋同盟におけるパートナーとしてのイギリスの重要性を低下させることにより、世界的大国としてのイギリスの地位の低下につながるとの懸念を強く抱い

ていた。

こうした考慮に基づき構想された自由貿易地帯提案であるが、その意図については、やや解釈は複雑になる。序章においても触れたが、自由貿易地帯提案は共同市場を妨害するための「悪意」をもったものであったという印象が結果的に大陸諸国の一部に抱かれたことは事実である<sup>24)</sup>。しかし、イギリス政府内にはおおむねそのような悪意はなかった、というのが公平な見方であろう。イギリス政府は56年末までに自由貿易地帯と共同市場は両者併存しなくてはならないとの認識を固めていたのであり、その認識は57年以降の交渉開始過程で、6カ国側の意向に大きく配慮した行動となってあらわれていた。しかし（その可能性は56年末には極めて低いものとイギリス政府内でも認識されるようにはなっていたが）、仮に共同市場が形成されなかった場合には、自由貿易地帯がEDC失敗の際にWEUが果たしたような代案の役割を果たすことも期待されていたのは事実である。6カ国側から見て共同市場成立前に代替案となる可能性を秘めた自由貿易地帯構想が提示されることは、ある種の「妨害」と見なしうるものであった。その意味で、「悪意」の有無については、イギリスと6カ国の主張はどちらも正しいと言わざるを得ない。イギリス政府に妨害の意図はなかった。しかし、6カ国は自由貿易地帯構想が共同市場の代案となりうるその可能性に妨害の意図を感じ取ったのである。

自由貿易地帯構想の内容という点では、序章において指摘したように、エリソンは自由貿易地帯構想の基本的性質として、第一に、政府内の二つの対立する見方の相互作用の産物であること、第二に、対外経済政策上の大きな変革ではあるが、あくまでも既存の通商関係を維持し、既存の経済目標の実現を求めるための保守的かつ反動的なものであること、さらに政府内部での合意形成を重視して考案され、6カ国側の反応を軽視した内向きの政策決定の産物であったこと、の三つの特徴を指摘して

いる<sup>(35)</sup>。

第一の指摘、すなわち、自由貿易地帯構想は、対ヨーロッパ、対コモンウェルス双方の関係における変化に対応することを求める側と、現状維持を求める側の対立のなかから産まれたという指摘について言えば、確かに、政策の内容はそうした対立する見方の妥協的要素を持つものであった。ただ、付け加えるとすれば、「妥協」は対抗提案の検討開始の段階から、検討に携わった大蔵・商務官僚やマクミラン、ソーニクロフトといった閣僚の発想の中にすでに存在しており、事後の、コモンウェルス関係省、農水食料省といった省庁あるいは、バトラー、ヒュームといった閣僚などの政府内の反対論者との折衝の中で生まれてきたものではないという点を指摘すべきであろう。

自由貿易地帯構想の妥協的性質の最大の特徴は、それが共通域外関税をもつ関税同盟ではなく、また対象として農業製品を除外するという点にあるが、これらは帝国特惠への影響を最小限にとどめ、コモンウェルス諸国との貿易関係をそこなわず、さらに国内農業の保護を維持することを目的として、大蔵省と商務省が当初から不可欠と考えた条件であった。バトラーもヒュームも、これらの条件を考慮した上でもなお、Plan Gは長期的にコモンウェルスとの政治的経済的關係に悪影響を及ぼし、国内農業の保護の継続を困難にするのではないかと考え強く反発したのである。その点についてマクミランとソーニクロフトは、当初提案に修正を加えるという対応はおこなっておらず、Plan Gへのコモンウェルスおよび国内世論の支持の存在をもって反論を封殺したのである。したがって妥協的性質は当初から内包されたものであり、当事者にとってはそれが妥協であるとの認識は乏しかったというべきであろう。56年段階で、これまでにない形でヨーロッパとの経済関係を強化すべきと考えた側にも、対コモンウェルス関係は最大限維持されるべきであり、国内農業は最大限保護されるべきであるというのは自明の前提であった。

第二の指摘、すなわち自由貿易地帯構想は、対ヨーロッパ貿易の拡大と製造業保護の撤廃という意味では“one world policy”の中での大きな進展であり、ヨーロッパにおける貿易と関税問題に積極的に応えようとするものであったが、ヨーロッパでの輸出市場を確保しながら既存の貿易パターンをも守りたいという意味では、保守的・反動的な政策であったという指摘も、政策決定者達の多くがそのようなものとして、Plan Gを説明していたのは間違いない。対ヨーロッパ貿易の大幅な拡大を意図することは、対コモンウェルス貿易の縮小、対ドル地域貿易自由化の停滞、国際通貨としてのポンドの地位の弱体化につながり、保守党政権の基本的国際経済政策に反するものではないのかという反対論に対して、ソーニクロフト／商務省もマクミラン／大蔵省（の一部）も、共同市場を内包する自由貿易地帯は、市場を拡大し、イギリス産業を活性化しさらなる成長の機会をもたらし、イギリス経済全体の、そして世界貿易全体の長期的拡大を可能にするがゆえに、むしろ既存の国際経済政策はより実現に近づくと説得した。両者の議論はともに仮定の議論であり、実際にどちらの主張がより可能性が高かったのかは自由貿易地帯が成立しなかった以上検証は不可能である。“one world policy”はその後もイギリスにとって政策目標として維持されたし、61年のマクミラン政権下での第1回EEC加盟申請においても、イギリスが提示した様々な条件は、イギリスが6カ国と同様に経済統合にコミットしようとしたものではないことを明らかにしている。“one world policy”を支える基本的な外交戦略、すなわちイギリスはコモンウェルスと北米とヨーロッパの三つのサークルの中核に位置することによりその世界的大国たる地位を確保するという発想はマクミラン政権下においても変化を見せることはなかった。

しかし自由貿易地帯構想がそれまでのイギリスのヨーロッパに対してのアプローチと本質的に異なる新たな性格を持っていたことも重視すべ

きである。それは、ES (EI) 小委員会による追加報告を議論した9月初めのESC会合で官僚達も指摘していたことであるが、自由貿易地帯構想は、いったん提示されてしまえば自らの都合によって容易に取り下げることのできない不可逆的かつ長期的なヨーロッパとの経済協力関係構築のための提案であったという点である<sup>(26)</sup>。イギリス政府の楽観的な想定の下でさえ自由貿易地帯の完成は1970年代にはいつてからと考えられており、その後の長期的継続は当然意図されていた。またOEEC12カ国による自由貿易地帯が形成されていたらイギリス単独でその将来の運命を決定することが不可能になるのは明らかであった。この不可逆的かつ長期的なコミットメントであるという点で、自由貿易地帯構想はこれまでのイギリスによるヨーロッパへのイニシアチブの中で画期的なものであった点を重視すべきである。ECSC, EDC, そしてメッシナ提案に基づくEURATOMと共同市場への参加を、その機会がありながらイギリスが見送ったのは、それらが、イギリスにとって受け入れがたい超国家主権の性質を持つものであっただけでなく、いったん参加してしまえば、大きな外交的ダメージなしでは容易に離脱できない、ヨーロッパ大陸との不可逆的かつ長期的な統合を意味するからであった。自由貿易地帯は6カ国の狭い統合を超えたOEEC規模の広がりを持ち、コモンウェルスとの関係も最大限保持できるよう考案されてはいたが、長期性と不可逆性という点では、例えば、(56年には既にその規模の削減が検討開始されていた)WEUによる大陸への軍事的駐留コミットメントよりも、はるかに深い大陸へのコミットメントであった。そして、当面はイギリスの好まない連邦主義的政治統合の要素は排除されたものとして考案されていたが、自由貿易地帯への参加が、長期的には、大陸との政治的統合への圧力増大というリスクをとともなうものであることも、政府内での議論の過程で、推進派にも慎重派にも等しく認識されていた。その上で自由貿易地帯構想が採用されたのは、不可逆的なヨーロッパとの統合進展

## 論 説

のリスクを理解した上でなお、大陸における影響力の確保を重視する判断の結果であり、6カ国の統合進展に対応して、イギリスにとって可能なそして必要なヨーロッパとの協力ないし統合の限界も引き上げられねばならなかったのである。そのように考える時、56年のイギリスの対応が保守的で反動的なものであったとのみ評価するわけにはいかないであろう。自由貿易地帯構想はイギリスの世界戦略における革命的な変化とは言えないし、既存の政策を可能な限り継承しようとしたのは事実であろう。しかしそれは単に受動的な対応ではなく、積極的なイニシアチブ確保の試みであり、戦後イギリス対ヨーロッパ経済政策の中では、大陸との不可逆的かつ連邦主義的な統合への参加は不可能であるとする49年から50年にかけての労働党政権下での判断と、それを追認した保守党政権下の判断への十分に大きな修正であった。

第三の指摘、すなわち自由貿易地帯構想は、その政策決定の焦点が内向きであり、イギリス政府内での合意形成に必要な条件を満たすものとして立案され、6カ国側に受け入れられるために何が必要であるかが軽視されていた、という指摘については、妥当な評価と見て良いであろう。共通域外関税の存在しない自由貿易地帯という形態の採用、農業製品除外の決定、さらには海外領土除外の決定も、いずれもイギリスにとってのマイナス要因を排除して国内からの支持を確実にすることを念頭にしたものであり、それらが農業輸出国、高関税国、植民地保有国には、そしてこの三つの要素を全て兼ね備えていたフランスにとっては、自由貿易地帯構想の「欠陥」と見なされる可能性は十分に理解した上での決定であった。そしてフランスにとって障害と見なされるならば他のメキシコ諸国にとっても望ましいとは思われないことも、さらにはアメリカを満足させるには、統合の程度が不足していることも、マクミラン/大蔵省、ソーニクロフト/商務省は十分に理解していた。その上でそうした決定がなされたことは、たとえ不十分な点が多々あろうとも、イギリ

スがこれまでにない形で、大陸との経済協力関係強化の意思表示をすることの政治的利益が、経済的な魅力の不足を上回るとの判断の結果であり、つまりはイギリスが自らの影響力を過信していたということになるのであろう。交渉過程においてイギリスが強いられていく譲歩や妥協はそのことを明らかにしていくことになる。

次に検討しなくてはならないのは、第二次大戦後から50年代半ば過ぎまでのイギリスの経済外交戦略の変遷過程という中期的文脈および、55年中のメッシナ提案への最初の対応の過程を含めたイーデン保守党政権下での対ヨーロッパ経済政策変遷の過程という短期的文脈の中で、自由貿易地帯構想はいかに位置づけられるべきであろうかという点である。

短期的な視点での自由貿易地帯構想の位置づけは少々困難である。56年は、その後半がスエズ危機によりほぼ支配された年である。その発生も、その結果も、自由貿易地帯構想の基本的骨格がほぼ完成していた時点では予測されておらず、最終的には政権交代までもたらしたスエズという突発的かつ緊急の危機がもたらした様々な意味での例外的状況が、自由貿易地帯構想の政策としての選択に何の影響も与えなかったとは考えにくい。

スエズ危機が自由貿易地帯構想の採用を早めたのか、それとも遅らせたのか判断は難しい。スエズが無ければ8月以降の閣僚レベルの議論はより迅速に進行した可能性は高い。しかし、11月のスエズ危機の頂点と自由貿易地帯構想の正式採用は完全に一致しており、スエズでの失敗が、保守党内・イギリス国内のスエズによって生じた亀裂を和らげる前向きの政策としての自由貿易地帯構想の意義を短期的にたかめた可能性も高い。またスエズによる英米関係の一時的悪化も、閣僚レベルでの慎重論を乗り越えさせ、これまでよりヨーロッパに接近する政策を採用することに部分的に貢献したと考えられる。またスエズ危機の中で生じたモレ

## 論 説

政権による英仏合同提案と、それを受けたイーデンによるイギリス・コモンウェルスと西ヨーロッパの政治的協力の検討指示は、現実的な対ヨーロッパ協力政策としてすでに十分な検討が進んでいた Plan G の意義を再認識させたという効果もある。その意味でスエズにより、イギリスにとって可能なそして必要なヨーロッパとの協力関係のありかたが改めて浮き彫りにされる中で、自由貿易地帯構想は採用されたと言えるだろう。逆にスエズはフランスにとって6カ国による統合への最終的なコミットメントに踏み切る一つの要因となったという側面もある。もちろんスエズだけが原因ではないが、英仏間のスエズをめぐる協力がそれ以上のものに発展しなかったことが、フランスに対して6カ国による統合の価値を再認識させ、11月の独仏首脳会談以降の共同市場条約交渉の急速な進展をもたらした一つの原因であるとの解釈は成り立つ<sup>(27)</sup>。

とはいえ、自由貿易地帯構想の形成とその採否をめぐる政府内での議論および国内外の自由貿易地帯構想についての反応の確認という作業は、スエズ危機が頂点に達する前にはほぼ完了しており、マクミランとソーニクロフトの強い政治的意思の存在を考えるなら、スエズの有無にかかわらず自由貿易地帯構想がイギリスの政策として採用されていた可能性は高い。実際、官僚レベルの検討でも閣僚レベルの検討でも、スエズとの関係を明確に示す発言はあまり多くはない。自由貿易地帯構想は、何よりもまず55年6月以降のメッシナ構想の進展という事実への対応として推進されたのであり、スエズ危機という背景を全く除外しても自由貿易地帯構想の採否をめぐる議論自体は成立する。55年末の段階でイギリスは共同市場に参加不可能であると確認した上で、メッシナ構想をOEECの枠組みに追いやろうと試み、6カ国および合衆国から反発と批判を受けた。その結果、そうした批判を回避しながら、そして共同市場の成功と失敗の双方の可能性を織り込みながら、イギリスにとっての経済的・政治的な不利益を最小化する対抗提案が模索され、その結果生じ

たのが自由貿易地帯構想であった。それは同時に進行していたオーストラリアとの通商協定改定交渉に見られる帝国特惠制度の動揺の兆候をも視野にいれ、相当に長いスパンでのイギリスの対ヨーロッパ経済政策の根幹をなすものとして考案された。自由貿易地帯形成をもって対応すべきものとされた6ヵ国の共同市場自体が、一朝一夕に完成を見るものではないのは明らかであり、その意味で自由貿易地帯構想も、本来的に短期的文脈での評価にはなじまない政策構想であったというべきであろう。

したがってより重要なのは中期的な視点で見た場合の自由貿易地帯構想の位置づけである。その点についてはすでに触れたように、自由貿易地帯構想はその不可逆性・長期性ゆえに、49年から50年にかけて労働党政権下で決定され保守党政権にも受け継がれてきた、大陸との政治的・経済的協力関係は非連邦主義的であり不可逆的なコミットメントを意味しないものに限られるという判断を、相当程度修正するものであった、あるいは修正する可能性を容認するものであった、という点で大きな変革であったと考えるべきである。緊密な英米関係を構築することにより大西洋同盟による北米とヨーロッパの連携の要となり、帝国特惠とスターリング地域の維持によりコモンウェルス of 結束を守り、政治的にも経済的にも世界大国としての独自の地位を確保したいというイギリス政府の意思に揺らぎはなかった。しかし共同市場形成という外的要因の大きな変化に対応するために、従来タブーとされてきた方法が採用された訳である。もちろん、それが失敗に終わり意図した成果をもたらさなかったことから、自由貿易地帯構想は不十分な変革でしかなかったことは明らかである。しかし、政策決定に携わった当事者達には十分に大きな変革と考えられた政策が功を奏しなかったことにより、その後のより大きな変革の必要性が認識されていくのである。そのきっかけを作ったという点でも、自由貿易地帯構想はイギリスの戦後対外経済政策の中

で中期的に大きな意味を持つ政策提案であったと考えるべきであろう。

注

- (1) Robert Rhodes James, *Anthony Eden* (London, Macmillan, 1986), pp. 595-598. Alistair Horne, *Macmillan, 1957-1986, Volume II of the Official Biography* (London, Macmillan, 1989), pp. 6-8. Macmillan, *Riding*, pp. 180-189.
- (2) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 95-96. Macmillan, *Riding*, pp. 198-200. David Carlton, *Britain and the Suez Crisis* (London, 1988), pp. 103-105. Ian Clarke, *Nuclear Diplomacy and the Special Relationship* (Oxford, 1994), pp. 1-106. J. Melissen, *The Struggle for Nuclear Partnership* (Groningen, 1993), pp. 35-62. R. F. Holland, 'The Imperial Factor in British Strategies from Attlee to Macmillan, 1945-63', *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 12, no. 2 (Jan. 1984), pp. 165-186. G. Krozewski, 'Finance and Empire: the Dilemma Facing Great Britain in the 1950s', *International History Review*, vol. 18, no. 1 (Feb. 1996), pp. 48-69. イーデン政権末期の段階で蔵相としてマクミランは「経済の状況」と題する閣議覚書を提出し、スエズという戦術的敗北後、国内外での政策を保有するリソースに見合ったものに修正すべきであり、外交、防衛、通商、財政、経済、政府機構などの点で急速かつ大きな改革が必要であると指摘していた。CAB129/85 CP (57) 4, "The State of Economy", memo. by the Chancellor of the Exchequer, 4 Jan. 1957.
- (3) CAB129/85 CP (57) 6, "The Grand Design (Co-operation with Western Europe)", memo. by the Foreign Secretary, 5 Jan. 1957. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 97-99. Kane, 'European or Atlantic', pp. 92-98. Kane, *Tilting to Europe*, pp. 80-92.
- (4) 56年12月12日のNATO閣僚理事会でロイドはグラント・デザインという表現を用いて、NATOとWEUによる高次の政治的軍事的協力、OECE, ECSC, EPU, EURATOM, 共同市場などによる経済協力, 単一の議会的総会による協力という発想を示しており、これに外務省内から異論はなかった。しかし、1月の閣議覚書に対しては、WEUでの共同戦略核開発という提案に、省内からも西欧局長や次官代理といったレベルで直後に強い批判がなされており、明らかにロイドが外務省幹部との協議を経ずに閣議覚書を提出したものと思われる。Ellison,

- Threatening Europe*, pp. 97-100. *FRUS*, 1955-57, vol. IV, pp. 137-145, telegram from the US delegation at the North Atlantic Council Ministerial Meeting to the Department of State, 13 Dec. 1956. FO371/130966/2/G, Hancock minute, 7 Jan. 1957. FO371/130966/2/G, Hugh-Jones minute, 7 Jan. 1957. FO371/130966/2/G, Gore-Booth minute, 7 Jan. 1957. PREM11/2998, Lloyd to Macmillan, 15 Feb. 1960. エリソンは、他の反米的な保守党議員からの入れ知恵もあったのではないかと推測している。Ellison, *Threatening Europe*, pp. 100-101.
- (5) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 100-102. DO35/7127, Laithwaite to Home, 7 Jan. 1957. FO371/130969/103/G, Dean to Lloyd, 7 Jan. 1957. T225/714, Makins to Macmillan on CP (57) 6, 5 Jan. 1957. T225/714, Makins to Macmillan, 8 Jan. 1957. T225/714, Clarke minute for Makins, 7 Jan. 1957. CAB128/31, CM3 (57) 1, 8 Jan. 1957. "Europe: Political and Military Association".
- (6) T234/200, E. R. Warner (Paris, UK dele. to OEEC) minute, 31 Jan. 1957. CAB128/31, CC (57) 13th meeting, 22 Feb. 1957. FO371/130967/63, Hood to Coulson, 11 Mar. 1957. グランドデザインについては PREM11/1841 収録文書類も参照。
- (7) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 102-103.
- (8) T234/104, Note of a meeting between Spaak and UK ministers, 15 Jan. 1957. PREM11/2136, the Record of Conversation between Prime Minister, Chancellor, Foreign Secretary, President of the Board of Trade and Spaak at no. 10, Downing St. on 15 Jan. 1957.
- (9) PREM11/2136, Lloyd (Rome) to Macmillan, 18 Jan. 1957. PREM11/2136, note of conversation between Macmillan and Chauvel (French Ambassador), 18 Jan. 1957. FO371/128333/97, Isaacson to Wright, 25 Jan. 1957.
- (10) PREM11/2136, Thorneycroft to Macmillan, enclosing draft memo. to OEEC on Free Trade Area proposal, 21 Jan. 1957. PREM11/2136, Bishop minute, 21 Jan. 1957. イギリス政府の正式提案文書は *Cmnd. 72, A European Free Trade Area. United Kingdom Memorandum to the OEEC* (HMSO, 7 Feb. 1957) として 2 月 7 日付で公表される。
- (11) FO371/122038/345, FO telegram to Commonwealth and Foreign posts on "Closer Economic Association with Europe", 7 Jan. 1957. T234/104, ES (EI) (57) 4, brief for ministerial meeting with M. Spaak, 9 Jan. 1957. T234/200, E. R.

- Warner (Paris, UK dele. to OEEC) minute, 31 Jan. 1957. 農業除外への不満の声はオランダ、デンマークといった他の国々からも届いていた。FO371/128333/85. The Hague to FO, 26 Jan. 1957. FO371/128334/126. Scarlett to FO, 30 Jan. 1957. FO371/128334/141. Barclay to FO, 6 Feb. 1957. しかし結局イギリス政府は、6カ国側が共同市場内での農業貿易の管理方法についてなお明確な合意を得ていないことを理由に、OEEC 理事会前の段階では具体的な OEEC 規模の自由貿易地帯とは別個の農業貿易促進方法の検討はおこなおうとはしなかったし、またいざれにしても譲歩の余地はないというのが農水食料省の態度であった。T234/200. Heathcoat Amory to Eccles, 11 Feb. 1957. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 104-105.
- (12) T234/105, Figgures minute, 1 Feb. 1957. *Cmnd 72, A European Free Trade Area, United Kingdom Memorandum to the Organisation for European Economic Co-operation*, HMSO, 7 Feb. 1957. CAB128/31, CC (57) 8th meeting, 7 Feb. 1957. T234/200, ES (EI) (57) 26 (Final), 6 Feb. 1957. T234/200, Figgures minute for Makins, Clarke, 7 Feb. 1957. T234/200, Heathcoat-Amory to Eccles, 11 Feb. 1957.
- (13) T234/200, ES (EI) (57) 26 (Final), 6 Feb. 1957.
- (14) FO371/128317/40, Ellis Rees to FO, 13 Feb. 1957. FO371/128317/45, Ellis Rees to FO, 14 Feb. 1957. *Resolution of the Council of 13th February 1957*, C (57) 30, 14 Feb. 1957 and *Resolution of the Council of 8th March 1957*, C (57) 42, 9 March 1956, in *Cmnd. 641, Negotiations for a European Free Trade Area. Documents Relating to the Negotiations from July, 1956, to December, 1958* (HMSO, 1959), pp. 7-9. Milward, *National Strategy*, pp. 279-280. Ellison, *Threatening Europe*, p. 106.
- (15) T234/200, ES (EI) (57) 46, 26 Feb. 1957.
- (16) FO371/128338/268, Edden minute, 1 Mar. 1957. FO371/128336/219, Jebb to FO, 20 Feb. 1957. T234/200, note of an ad hoc meeting, 8 Mar. 1957. See C. Schenk, 'Decolonization and European Economic Integration: The Free Trade Area Negotiations, 1956-1958', *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 24, no. 3 (Sept. 1996), pp. 444-463. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 110-111.
- (17) CAB130/123, GEN. 580/1st mtg., 8 Mar. 1957. CAB134/1674, EA (57) 7th mtg., 27 Mar. 1957. CAB128/31, C (57) 29th mtg., 3 Apr. 1957. CAB129/87, C (57) 107, 30 Apr. 1957. CAB128/31, C (57) 38th mtg., 6 May 1957. FO371/

- 128343/511, 'record of meeting with M. Maurice Faure', 7 May 1957. Schenk, 'Decolonization', p. 455. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 111-113.
- (18) PREM11/2133, record of a meeting held at the Hotel Matignon, 9 Mar. 1957. PREM11/1844, Jebb to Lloyd, 28 Apr. 1957. PREM11/2133, The Customs Union and the Free Trade Area: Talks between the Chancellor of the Exchequer, the President of the Board of Trade and M. Maurice Faure, 8 May 1957. PREM11/2133, Thorneycroft to Macmillan, 28 May 1957. Milward, *National Strategy*, pp. 295-297.
- (19) FO371/128378/119, Ellis-Rees to FO, 19 Mar. 1957. FO371/128378/128, Ellis-Rees to FO, 20 Mar. 1957. FO371/128378/128, Gore-Booth and Hugh Jones minutes, 23 and 25 Mar. 1957. FO371/128338/278, 'Record of the meeting with M. Mollet', 9 Mar. 1957. FO371/128338/280, Figgures to Wright, 6 Mar. 1957. PREM11/2133, Macmillan minute, 8 Mar. 1957. 57年国防白書で示される防衛政策の大幅な見直しの中で、駐独英陸軍は今後一年で7万7千名から6万4千名に削減、駐独英航空兵力は半減するということが目標とされていた。CAB128/31, CC (57) 21st mtg., 18 Mar. 1957; *Cmnd. 124 Defence, Outline of Future Policy* (HMSO, 4 Apr. 1957.) Ellison, *Threatening Europe*, p. 113.
- (20) PREM11/1831A, 10 Downing St. Communiqué, 9 Mar. 1957. CAB129/86, C (57) 88, 2 Apr. 1957. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 113-114.
- (21) FO371/128342/447, FO to Paris and Gore-Booth minute, both 17 Apr. 1957. Frances M. B. Lynch, 'De Gaulle's First Veto. France, the Rueff Plan and the Free Trade Area,' *Contemporary European History*, vol. 9, part 1, 2000., p. 5. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 114-115, 120-121. Milward, *National Strategy*, p. 278, 280. 廣田「EEC 成立期」78-80頁。
- (22) CAB129/87, C (57) 106, Note by the Chancellor of the Exchequer, 30 Apr. 1957. CAB129/87, C (57) 106, 'Next Steps', Report by Officials, 30 Apr. 1957. CAB128/31, CC (57) 37th mtg., 2 May 1957. Ellison, *Threatening Europe*, p. 115, pp. 121-122.
- (23) FO371/128343/495, FO to Brussels, 6 May 1957. FO371/128343/496, FO to Paris, 6 May 1957. T234/105, summary record of discussion, 6 May 1957. FO371/128343/511, meeting with M. Maurice Faure, 7 May 1957. CAB134/1674, EA (57) 10th mtg., 8 May 1957. FO371/130972/194, 'Record of a meeting held in

論 說

Palais Schaumberg', Bonn at 4: 30pm on May 8, 1957. T234/201, record of ad hoc meeting, 23 May 1957. FO371/128347/596, FO to Ankara, 6 June 1957. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 122-124.

②4 序章注②3参照。

②5 序章第3節。Ellison, *Threatening Europe*, p. 63. see also, Ellison, "Perfidious Albion", pp. 2-3.

②6 T234/196, GEN 549 1st. meeting (meeting of an ad hoc group of the ESC) on 3 Sept. 1956.

②7 第5章第5節注③3参照。